

春日井市環境基本計画

2022-2030

(中間案)

春日井市

目次

目次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
環境関連の主な動向	2
新たな課題	3
春日井市の現況	5
春日井市の環境に関する施策に対する満足度・重要度	17
環境に関する取組みの実施状況	19
2 計画の目的	22
3 計画の位置付け	22
4 計画の期間	23
第2章 めざすべき環境の姿	24
1 環境像	24
2 環境目標	25
第3章 施策の展開	29
施策の体系	29
環境目標ごとの構成	30
全体目標・環境目標1 環境学習・パートナーシップ	32
環境目標2 低炭素社会	36
環境目標3 自然環境	40
環境目標4 循環型社会	44
環境目標5 都市環境・生活環境	48
第4章 生物多様性地域戦略	52
1 戦略策定にあたって	52
生物多様性とは	52
生物多様性保全に関する動向	52
春日井市生物多様性地域戦略の意義	53
2 春日井市生物多様性地域戦略の基本的事項	55
めざすまちの姿	55
対象地域	55
計画の位置づけ	55

計画期間.....	55
3 戦略における施策.....	56
基本方針 1 多様な生き物の生息・生育環境の保全.....	56
基本方針 2 持続可能な生物多様性の恩恵の享受.....	58
基本方針 3 生物多様性を支える人材の育成.....	60
第5章 計画の推進.....	62
1 推進の仕組み.....	62
2 進行管理項目.....	63
3 連携による推進.....	63
参考資料.....	64
1 指標一覧.....	64
2 春日井市環境基本条例.....	66
3 環境都市宣言.....	69
4 計画策定経過.....	70

第1章 環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、2001年（平成13年）9月に制定した「春日井市環境基本条例」に基づき、2002年（平成14年）3月に「春日井市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。その後、2度にわたり見直しを行い、環境の保全等に関する取組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

また、2018年（平成30年）2月に「第6次春日井市総合計画」を策定し、環境関連の個別計画として、2019年（平成31年）3月に「春日井市災害廃棄物処理計画」の策定、「春日井市地球温暖化対策実行計画 2019-2030」及び「春日井市ごみ処理基本計画」の改定を行い、環境に関する様々な取組みを進めています。

近年の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、国際的な動向としては、2015年（平成27年）に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとしての「パリ協定」が採択されました。2021年（令和3年）には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において「温暖化が人間活動によるものであることは疑う余地がない」と報告されるなど、気候変動への対策が急務となっています。その他にも、マイクロプラスチックごみによる海洋汚染、食品ロス問題、生物多様性の損失など、地球規模での環境の危機に対する国際的な取組みが必要とされています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、新しい生活様式への転換が求められており、環境対策と感染症対策の両立が求められています。

国内においては、国際的潮流を踏まえた「第五次環境基本計画」が2018年に策定され、SDGsの考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上を目指しています。また、気候変動対策、生物多様性などについての法整備が進み、各種計画が策定されるなど、各分野の施策が推進されています。さらに、2020年（令和2年）には菅内閣総理大臣の所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガス*1の排出を全体としてゼロにする」宣言がなされるなど、脱炭素社会*2の実現に向けた動きが活発になっています。本市では、市民・事業者・市が連携・協働して2050年ゼロカーボンに向けた取組みを推進するため、2021年6月22日「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言しました。

こうしたなか、前計画の計画期間が2021年度までとなっていることから、今後も「春日井市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していく前計画の基本的な枠組みを継承しつつ、社会情勢の変化など新たな課題に対応していくため、「春日井市環境基本計画 2022-2030」を策定するものです。

*1 温室効果ガス：二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などの地球温暖化の原因となる気体。

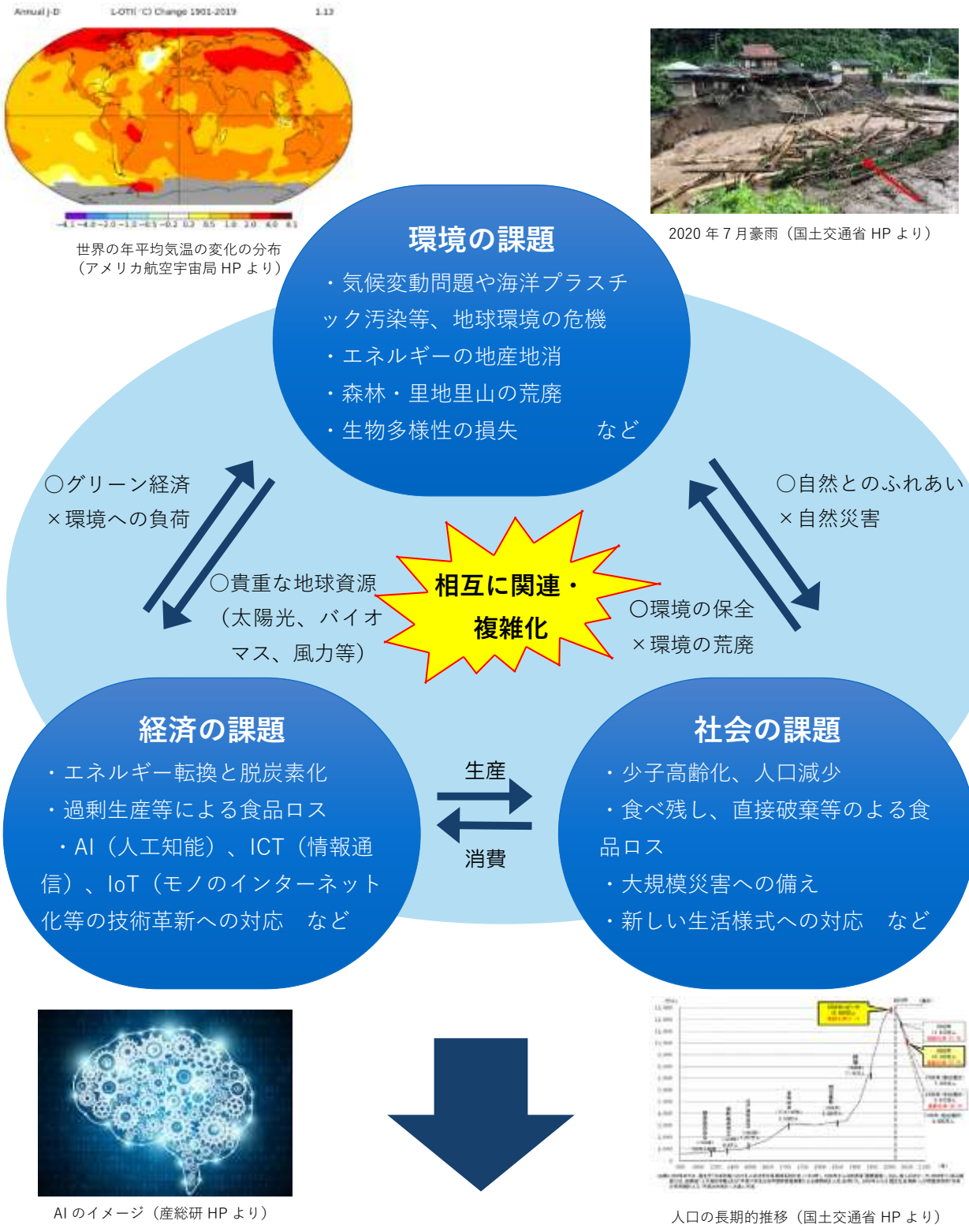
*2 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会。温室効果ガスの排出量を抑制し、排出された二酸化炭素を回収することで、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする。

環境関連の主な動向

表1-1 近年の主な動向

年	国際社会	国	愛知県	春日井市
2010	・生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)開催-「愛知目標」採択	・生物多様性国家戦略2010策定 ・第三次エネルギー基本計画策定 ・生物多様性地域連携促進法制定	・希少野生動植物種指定	
2011		・環境教育等促進法改正 ・FIT法制定	・第5次愛知県緑化基本計画策定	
2012	・国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催-「我々の求める未来」採択	・第四次環境基本計画策定 ・小型家電リサイクル法制定 ・生物多様性国家戦略2012-2020策定	・あいち地球温暖化防止戦略2020策定 ・廃棄物処理計画(H24~28)策定 ・地域公害防止計画策定	・希少野生動植物種指定 ・地球温暖化対策実行計画策定
2013	・水銀に関する水俣条約の締結	・第三次循環型社会形成推進基本計画策定	・あいち生物多様性戦略2020策定 ・あいち自動車環境戦略2020策定	
2014	・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書」採択 ・持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議開催	・水循環基本法の制定 ・第四次エネルギー基本計画策定	・第4次環境基本計画策定	・環境基本計画(第3期)改定
2015	・「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択 ・「パリ協定」採択	・建築物省エネ法制定 ・気候変動の影響への適応計画策定	・レッドリストあいち2015公表	
2016	・世界経済フォーラム第46回年次総会(ダボス会議)開催-「海洋ごみに関する報告書」発表 ・「パリ協定」発効	・地球温暖化対策計画策定	・災害廃棄物処理計画策定	・第6次総合計画策定
2017			・あいち地域循環圏形成プラン策定 ・第12次鳥獣保護管理事業計画策定 ・廃棄物処理計画(H29~33)策定	・公共施設等マネジメント計画策定
2018	・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)1.5℃特別報告書」発表	・第五次環境基本計画策定 ・気候変動適応法制定 ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ・第五次エネルギー基本計画策定 ・気候変動適応計画策定	・地球温暖化対策推進条例制定 ・あいち地球温暖化防止戦略2030策定	・立地適正化計画策定
2019	・「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択	・プラスチック資源循環戦略策定 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定 ・食品ロス削減推進法制定		・ごみ処理基本計画改定 ・災害廃棄物処理計画策定 ・地球温暖化対策実行計画(2019~2030)策定
2020		・気候危機宣言 ・2050年カーボンニュートラル宣言	・レッドリストあいち2020及びレッドデータブックあいち2020公表 ・気候変動適応計画改定	・まち・ひと・しごと創生総合戦略策定 ・都市計画マスタープラン策定
2021	・生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)開催予定 ・国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)開催予定	・地球温暖化対策推進法改正 ・温室効果ガスを2030年までに2013年度比46%削減を表明	・あいち生物多様性戦略2030策定 ・第5次環境基本計画策定	・公共交通計画策定 ・自転車活用推進計画策定 ・地域強靱化計画策定 ・緑の基本計画策定 ・ゼロカーボンシティかすがい宣言

新たな課題



市民・事業者・市のパートナーシップにより解決

図1-1 新たな課題

これって何？

ゼロカーボンシティ

ゼロカーボンとは、事業活動や日常生活から排出される温室効果ガス排出量から森林などによる温室効果ガス吸収量を差し引いて、実質的な排出量をゼロにすることを言います。

パリ協定が採択され、世界の長期的目標として、産業革命前から地球の平均気温上昇を2℃より十分下方の抑制1.5℃に抑える努力を継続することとされました。また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）において、気温上昇を1.5℃超えないためには、2050年前後に温室効果ガス排出量を正味ゼロにすることが必要とされました。わが国においても、2020年10月26日に菅首相の所信表明演説で、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロにすることが表明されました。春日井市においても「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しています。

ゼロカーボンシティ かすがい

～2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

令和3年6月22日

ゼロカーボンシティ宣言

春日井市長 伊藤 太



春のまち春日井「道風くん」
© Kasugai City 2021

春日井市の現況

(1) 位置

本市は、名古屋都市圏の北東部にあり、市域は東西に約 15.7km、南北に約 13.7km で、その面積は 92.78km²です。愛知県では、名古屋市、小牧市、犬山市、瀬戸市、豊山町の4市1町と、岐阜県では多治見市と接しています。

市の東部は、愛知高原国定公園に指定されている良好な自然環境に恵まれた丘陵地であり、中部から西部にかけての平野は濃尾平野の一部、南には一級河川の庄内川が流れています。

また、東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道、一般国道 19 号や 155 号などの幹線道路網や J R 中央本線、名鉄小牧線、T K J（東海交通事業）城北線、愛知環状鉄道の鉄道網を有し、県営名古屋空港に隣接するなど利便性の高い広域交通網に恵まれています。

【愛知県における春日井市の位置図】



図 1 - 2 春日井市の位置、特性

(2) 人口・世帯数

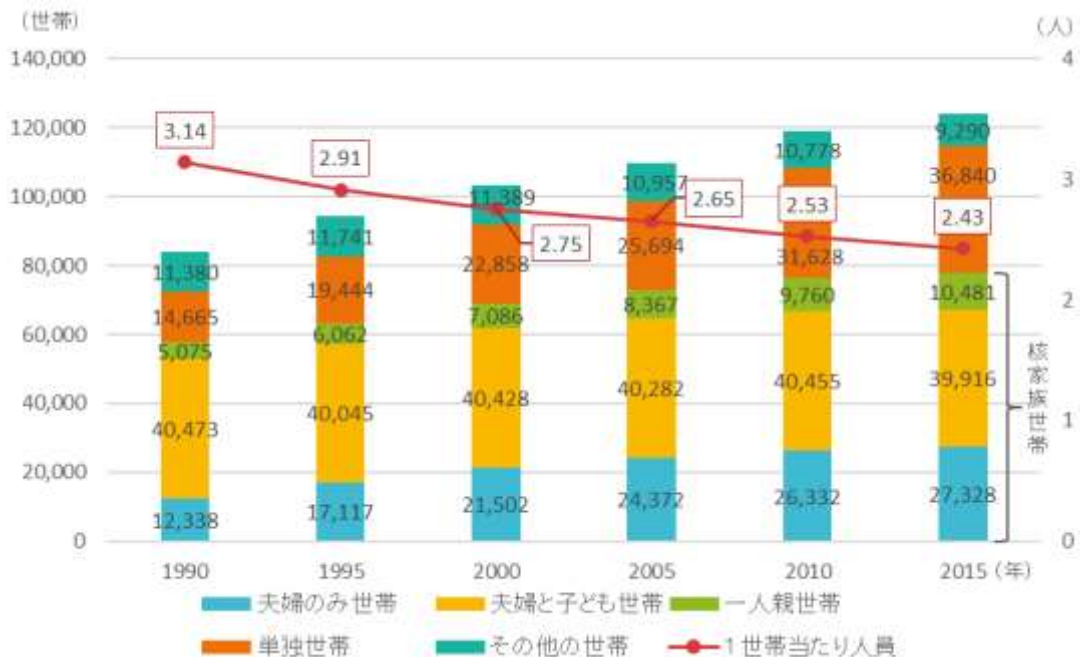
人口は、国勢調査では 2015 年時点で 306,508 人、住民基本台帳では 2021 年 4 月時点で 310,317 人となっています。今後は人口が減少するとともに、高齢化が進行すると予測されています。



資料：国勢調査(1990～2015)、国立社会保障・人口問題研究所(2020～2040)

図 1 - 3 人口と 65 歳以上割合の推移

世帯数は、これまで増加傾向にあります。その一方で、世帯あたり人員は 1990 年（平成 2 年）の 3.14 人／世帯から 2015 年の 2.43 人／世帯に減少しています。



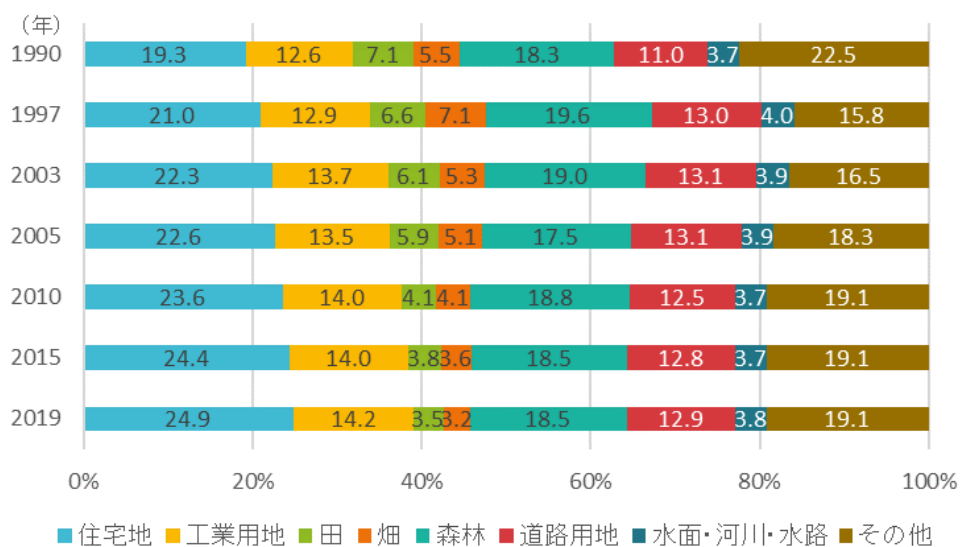
資料：国勢調査

図 1 - 4 世帯数・世帯あたり人員の推移

(3) 土地利用

2019年の市内の地目別土地利用割合は、住宅地が24.9%と最も多く、次いで森林が18.5%、工業用地が14.2%と続いています。

1990年と比較すると、住宅地や工業用地の割合が増加している一方で、田、畑が減少しています。

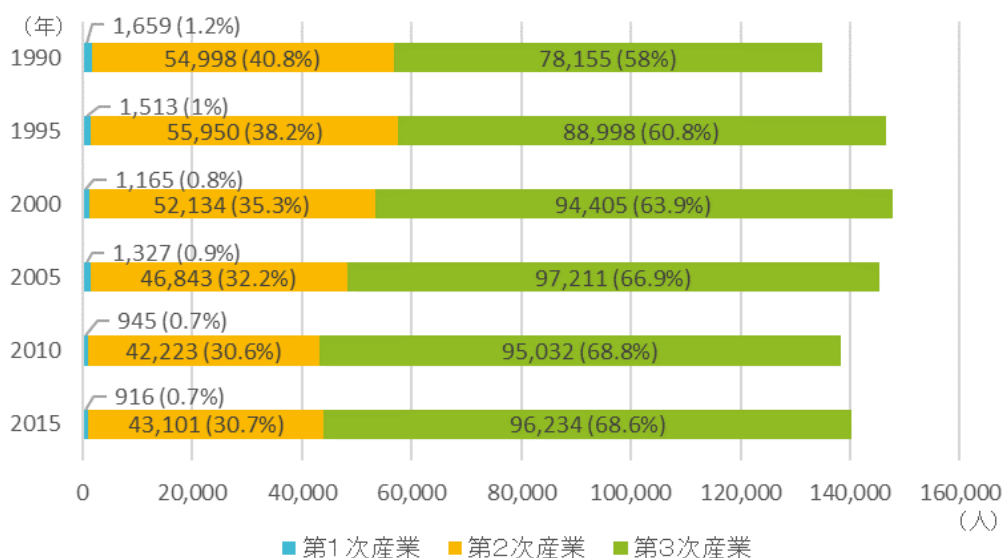


資料：土地に関する統計年報

図1-5 土地利用の割合の推移

(4) 産業

現在の産業構造としては、第3次産業が中心となっており、第1次産業と第2次産業の就業者数は減少傾向です。



資料：国勢調査

図1-6 産業別就業者数の推移

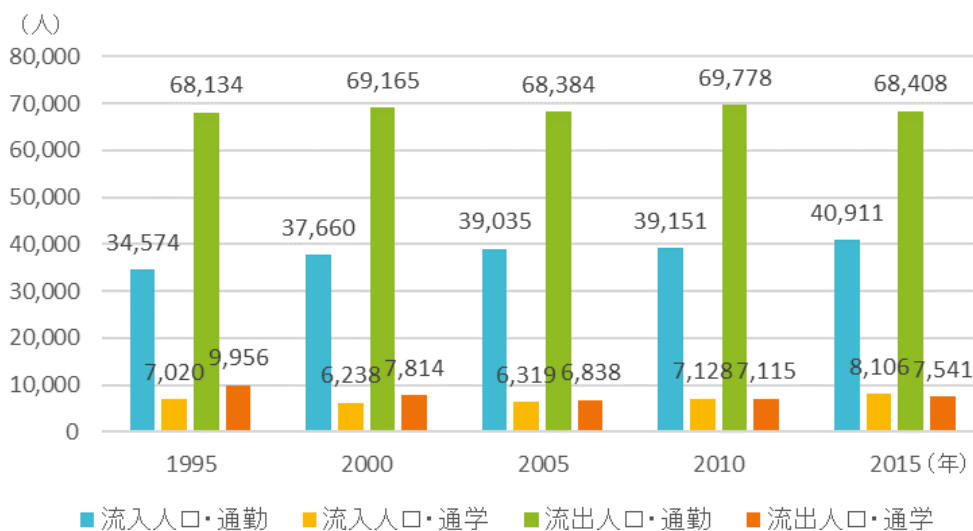
産業（大分類）別就業者の割合は、製造業が最も多く、次いで卸売業・小売業、医療・福祉、建設業の順となっています。



資料：国勢調査（2015）

図1-7 産業（大分類）別就業者の割合

他の自治体から本市へ通勤・通学する人口（流入人口）に比べ、本市から他の自治体へ通勤・通学する人口（流出人口）が多く、本市は住宅都市であると言えます。その一方、流入人口（通勤）は増加傾向にあり、雇用の創出が図られています。



資料：国勢調査

図1-8 流入人口と流出人口（通勤・通学）

事業所数は、減少傾向にあります。従業者数は、2005年（平成17年）までは減少、2005年以降は横ばいとなっています。

製造品出荷額等は、2010年（平成22年）を境に増加に転じ、2020年には769,369百万円となっていますが、県内順位は19位で、人口規模（6位）や面積規模（14位）からすると低い水準となっています。

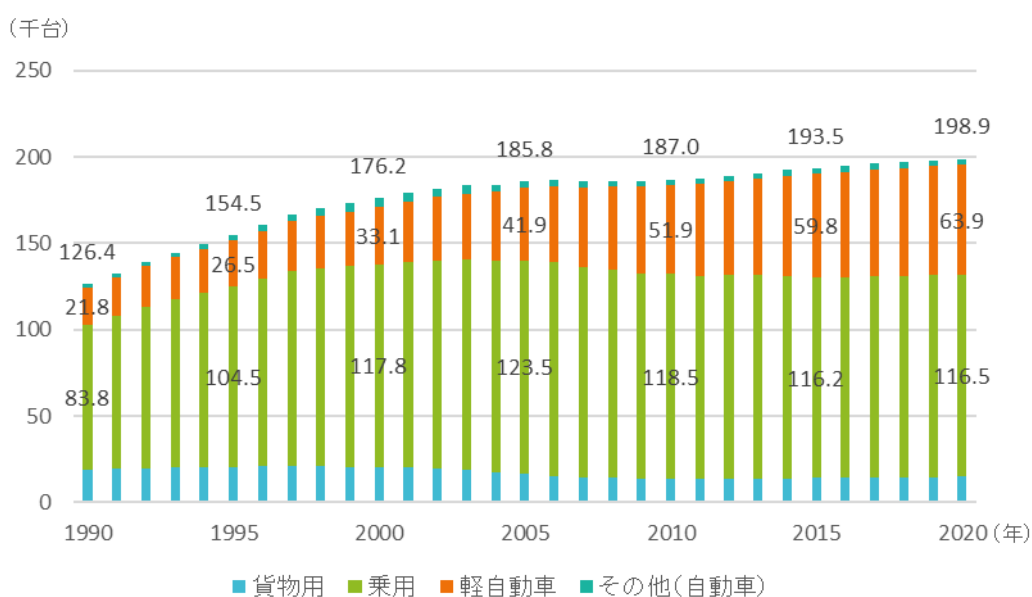


資料：工業統計調査

図1-9 事業所数・従業者数・製造製品出荷等の推移

(5) 交通

自動車等登録状況は、乗用車が2010年頃から横ばいの状況が続いていますが、軽自動車は増加傾向にあります。それに伴い、自動車等登録総台数は増加傾向にあります。

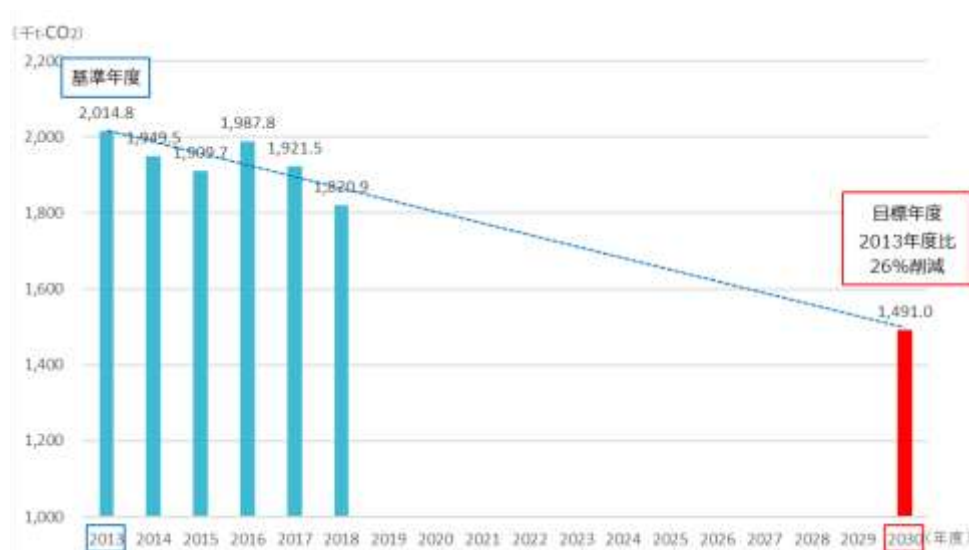


資料：春日井市統計書

図1-10 自動車等登録状況の推移

(6) 温室効果ガス

2018年度温室効果ガス排出量は、1,820.9千t-CO₂であり、前年度比5.2%の減少、基準年度（2013年度（平成25年度））比では9.6%の減少となっています。春日井市地球温暖化対策実行計画（2019～2030）で定めた削減目標に向けて、さらなる取組みを推進する必要があります。

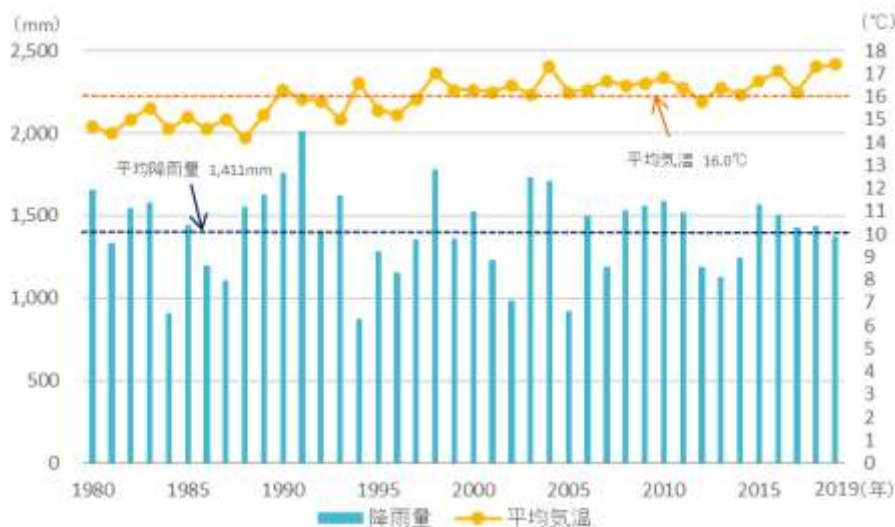


資料：環境報告書（2020）

図1-11 温室効果ガス排出量の推移

(7) 気候

気候は温暖で、1980年（昭和55年）から2019年（令和元年）までの降雨量及び平均気温の年平均は、それぞれ1,411mm、16.0℃となっています。また、1980年（昭和55年から1989年（平成元年）までの10年間の平均気温は14.8℃でしたが、2009年（平成21年）から2019年までの10年間の平均気温は16.6℃であり、1.8℃高くなっています。



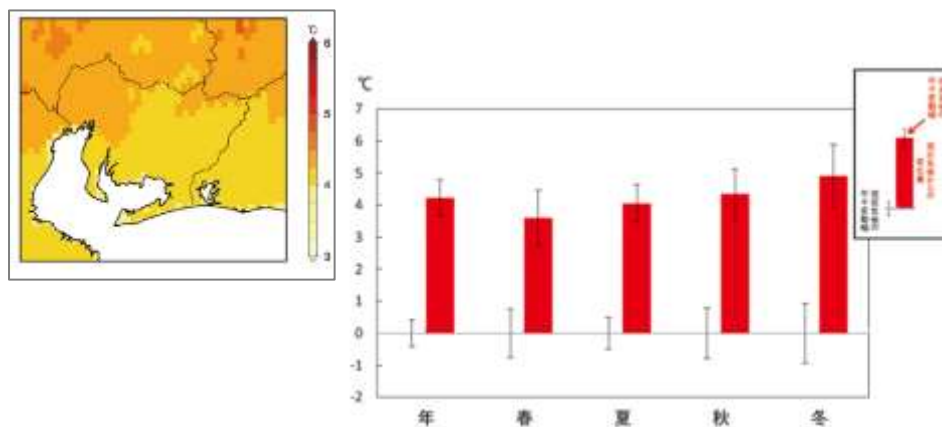
資料：春日井市統計書

図1-12 降雨量と平均気温の推移

今後、温室効果ガスの排出削減対策がほとんど進まず、地球温暖化が最も進行する場合を想定した愛知県の21世紀末の気候が予測されています。平均気温が現在より約4度上昇、猛暑日が約40日以上増加（名古屋市）すると予測されており、産業や生態系など広い分野への大きな影響と健康被害の増大が懸念されています。

また、滝のように降る雨の発生が現在の約2倍になる一方、雨の降らない無降水日も増加すると予測されており、大雨による災害発生や水不足などのリスクが増大することが懸念されています。

【平均気温の将来変化】



資料：愛知県の21世紀末の気候(名古屋地方気象台)

図1-13 平均気温の変化（愛知県）

(8) 廃棄物

ごみの排出量は近年、横ばいで推移しておりますが、資源化率は減少傾向にあります。春日井市ごみ処理基本計画（2019年3月改定）で定めた削減目標に向けて、さらなるごみの減量化と資源化に取り組む必要があります。



資料：ごみの現状（2020）

図1-14 ごみ排出量・資源化率の推移

(9) 生活環境

指標となる項目については、環境騒音（自動車騒音）を除き適合しており、市内の生活環境はおおむね良好な状態にあります。なお、自動車騒音については、おおむね環境基準を達成しており、騒音改善の措置を関係機関に要請する限度を超えている地点はありません。

表1-2 市内の環境基準達成率（2020年度）

指標		区分	測定値	単位	環境基準等	適合地点数 測定地点数	達成率(%)	適合可否
大 気	① 二酸化硫黄(SO ₂) 日平均の2%除外値		0.007、0.000	ppm	日平均の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	2/2	100	○
	超過日数		0	日				
	② 二酸化窒素(NO ₂) 日平均値の年間98%値		0.013~0.032	ppm	日平均の年間98%値が0.06ppm以下であること	4/4	100	○
	③ 浮遊粒子状物質(SPM) 日平均の2%除外値		0.032~0.033	mg/m ³	日平均の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、日平均0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	4/4	100	○
	超過日数		0	日				
	④ 一酸化炭素(CO) 日平均の2%除外値		0.36	ppm	日平均の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、日平均10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	1/1	100	○
⑤ 揮発性有機化合物 濃度平均値	ベンゼン	0.0005~0.0011	mg/m ³	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	4/4	100	○	
	トリクロロエチレン	<0.0003	mg/m ³	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	4/4			
	テトラクロロエチレン	<0.0003	mg/m ³	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	4/4			
	ジクロロメタン	0.0010~0.0021	mg/m ³	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	4/4			
⑥ 大気中のダイオキシン類 平均値		0.014、0.018	pg- TEQ/m ³	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	2/2	100	○	
水 質	⑦ 健康項目 (庄内川・市内中小河川)		全項目適合	—	27項目設定※1	17/17	100	○
	⑧ 生活環境項目 生物学的酸素要求量(BOD)の 75%値(庄内川)		0.9~2.8	mg/L	2mg/L以下又は5mg/L以下(河川区域による) ^{※2}	5/5	100	○
	⑨ 同(BOD)の75%値 (市内中小河川)		0.8~7.1	mg/L	(市独自目標) 8mg/L以下	12/12	100	○
	⑩ 健康項目(地下水)	メッシュ別調査	全項目適合	—	28項目設定※3	1/1	100	○
騒 音	⑪ 環境騒音(一般)	昼間	40~55	デシベル	55~60デシベル以下(地域による)	9/9	100	○
		夜間	34~48	デシベル	45~50デシベル以下(")	9/9	100	
	⑫ 環境騒音(自動車騒音)	昼間	65~72	デシベル	70デシベル以下	9,410/9,531	98.7 ^{※4}	×
			75.3~100	%				
		夜間	60~69	デシベル	65デシベル以下	9,342/9,531	98.0 ^{※4}	
			50.0~100	%				

※1: カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの27項目。

※2: 庄内川の水域類型が見直され、庄内川各調査地点に適用される環境基準が変更された。(令和2年3月31日)

※3: ※2のうち、シス-1,2-ジクロロエチレンに代わり、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンを加えた28項目。

※4: 騒音⑫環境騒音(自動車騒音)の達成率は、対象とする全戸数の達成率。

資料：環境報告書(2020)

(10)地形

本市は、中部から西部にかけての平野は「濃尾平野」の一部、東部の丘陵は「尾張丘陵」の一部と非常にわかりやすい構造となっており、大きな地形区分で境界部分にあります。

西部の平野から北方向には階段状の台地が形成され、東に行くにつれ高度を増していきます。大泉寺町付近から高蔵寺ニュータウンにかけては標高 100～200mのなだらかな丘陵地で、その東側・北東側には頂上で標高 400mを越す起伏の大きい丘陵地が形成されています。

(11)地質

市域の地盤を構成する地質は、古生層、花崗岩類、第三紀層、並びに第四紀層の洪積層及び沖積層です。古生層は東部の山地を構成し、第三紀層の基盤となり地下全般に分布しています。花崗岩類は古生層中に貫入し、局所的に露出しています。第三紀層は、東部では露出し、北東から南西へきわめて緩い傾斜で傾き、西部の市街地や農地の下に潜在分布しています。鳥居松礫層とよばれる洪積層は市街地の大部分を占め、ほとんど水平に近い状態で分布しています。沖積層は主に庄内川や内津川の流域に分布し、西部の台地の一部に低平地を形成しています。第三紀層には礫と粘土が混生する土岐砂礫層が分布しており、この地域における貧栄養な湧水湿地の形成基盤となっています。

(12)土壌

低地に水田として利用される灰色低地土、段丘部では樹園地として利用される黄色土壌、丘陵には疎林が成立する粗粒残積性未熟土、局所的に褐色森林土壌が広がっています。



資料：「土地分類（愛知県）」経済企画庁総合開発局（1974）

図1-15 春日井市付近の土壌

(13)水環境

水の循環は、特に地表面に近いところで生物の生息環境の形成と密接なつながりを持ちます。

雨水による地表面への供給を始まりとして、地下へ浸透したものは不透水層の上部を通って、湧水箇所や河川の河床、井戸などから表出します。地表水を流下するものは、河川や池に流れ込み、まとまりとなってさらに流下します。河床などでは水は地下と地上を行き来し、井戸の分布などからその様子をうかがうことができます。

本市では、丘陵のふもとや丘陵内の池の周辺を中心に湧水が見られます。

主要な河川の流域には井戸が多くあり、分布は河川や地質と関連を持つと考えられます。

河川環境は、河床が自然形態の箇所が多く、水量や水質が比較的良好に維持されています。

(14)自然景観

弥勒山と対をなすように位置する築水池は、本市の代表的な自然景観要素となっています。

丘陵や河川沿いには、原風景ともいえる安心感をもたらす田園地帯が広がり、鎮守の森がうるおいとともに包み込むような安心感を与えてくれます。こうしたもともとある地形のままに配置された景観は、人工的に作り出すことのできないバランスを保っています。

市内を流れる河川は、緑や水量も比較的多く、その上流部では、周辺の樹木や田園風景と相まって、自然豊かな景観を形成しています。

(15)動植物の生息状況

2000年度（平成12年度）から2014年度（平成26年度）の調査では、植物169課1,282種、哺乳類6目11課24種、鳥類17目43課138種、爬虫類2目8科14種、両生類2目6科11種、魚類4目7科22種、昆虫類21目348課2,695種が確認されています。（注：現在の分類学では結果が異なる場合があります。また、種の同定に至っていないものも掲載しています。）

特に、外来種については増加傾向にあり、もともとこの地域に生息していた在来種の減少や農作物への被害などのさまざまな影響を及ぼすおそれがあります。



準備中

春日井市動植物
確認種リスト

表1-3 春日井市の動植物種

<p>湿地の動植物</p>	<p>土岐砂礫層由来の貧栄養湿地では、そのような湿地周辺にしか世界的にみても分布のない東海丘陵要素植物群（一例としてシデコブシ）が分布するなど、湿地は本市の豊かな自然を示す重要な存在です。昆虫類ではヒメタイコウチ※やムカシヤンマなどが確認されています。植物ではサギソウやシラタマホシクサなど希少な種も確認されています。</p>
<p>丘陵や里の動植物</p>	<p>丘陵や里では都市化の影響をあまり受けずに、動植物にとって良好な環境が保たれています。ほ乳類ではムササビやニホンリス、鳥類ではオオタカやヨタカ※、昆虫類ではギフチョウ※、オオムラサキ及びホタル類、植物ではササユリ※やカンアオイ類などが確認されています。</p>
<p>ため池の動植物</p>	<p>ため池も良好な生息環境の一つとしてあげられます。丘陵のため池ではオシドリ<small>の飛来が見られ、里のため池ではヤマトミクリなどの希少な水生植物が確認されています。</small></p>
<p>河川の動植物</p>	<p>上流部ではきれいな溪流に生息するカワゲラなどの昆虫類やホトケドジョウなどの希少な魚類が確認されています。</p>
<p>外来種</p>	<p>ほ乳類ではアライグマやヌートリア、は虫類ではアカミミガメ、魚類ではオオクチバスやブルーギル、植物ではオオキンケイギクやアレチウリなどの外来種が確認されています。</p>



ブルーデータブック
あいち2021

※春日井市指定希少野生動植物種に指定された動植物種

これって何？

春日井市指定希少野生動植物種

個体数が著しく減少しつつあったり、生息地または生育地が消滅しつつあったりするなど、特に保護が必要な動植物を「春日井市自然環境の保全を推進する条例」に基づき希少種として指定します。現在、植物はシデコブシ、ササユリ、ヒメカンアオイの3種、動物はカヤネズミ、ヨタカ、ナゴヤダルマガエル、ギフチョウ、ヒメタイコウチの5種を指定しています。これらの動植物は、条例に基づき、生きている個体を捕まえることや、捕獲した個体の譲渡等を禁止しています。



シデコブシ



ギフチョウ

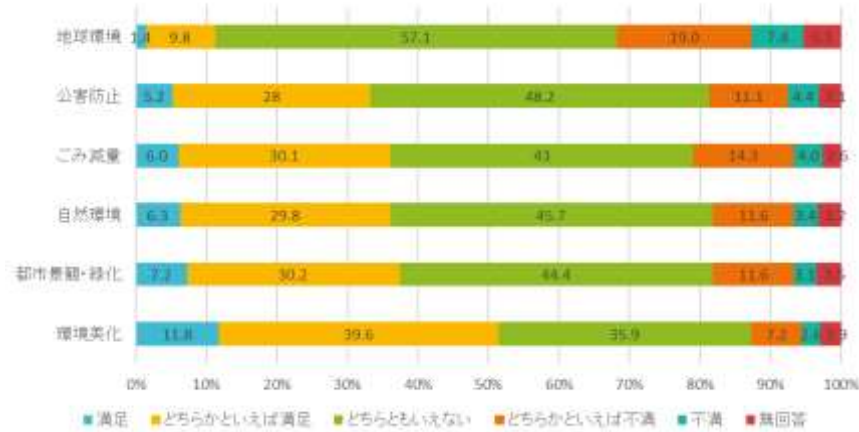
しかしながら、もっとも有効な保護対策は、生息・生育している環境を適切な状態に保全することです。現在、市が委嘱した自然環境保全活動推進員の方々により、保護活動が継続して行われていますが、より多くの人に野生動植物のことを知ってもらい、その希少性、重要性を意識していただくことも非常に重要です。

春日井市の環境に関する施策に対する満足度・重要度

市民を対象として2016年（平成28年）に実施した市民意識調査の結果より、環境に関する基本施策に対する満足度及び重要度をまとめました。

(1) 市民の環境に関する満足度

「満足」と「どちらかといえば満足」を合計した値で見ると、「環境美化」が51.4%と最も高くなっています。

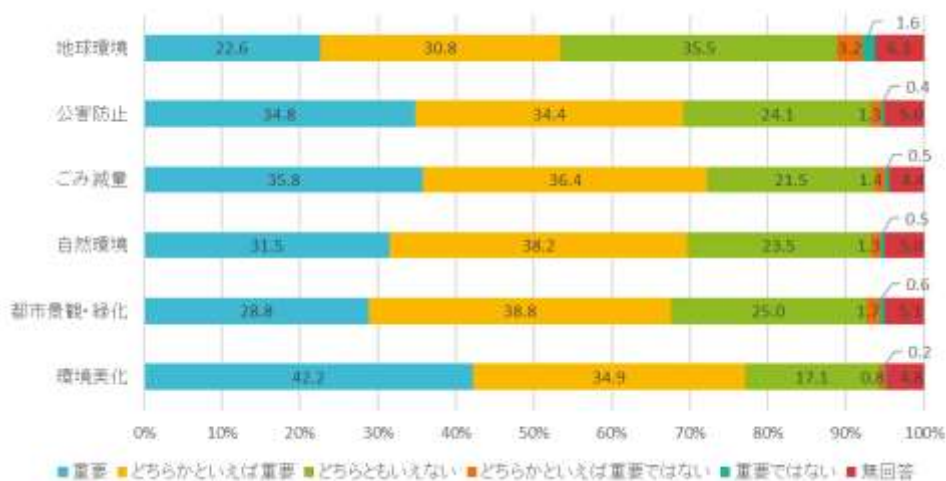


資料：市民意識調査（2016）

図1-16 基本施策に対する満足度

(2) 市民の環境に関する重要度

「重要」と「どちらかといえば重要」を合計した値で見ると、「環境美化」が77.1%と最も高く、その他の施策もすべて50%を超えています。



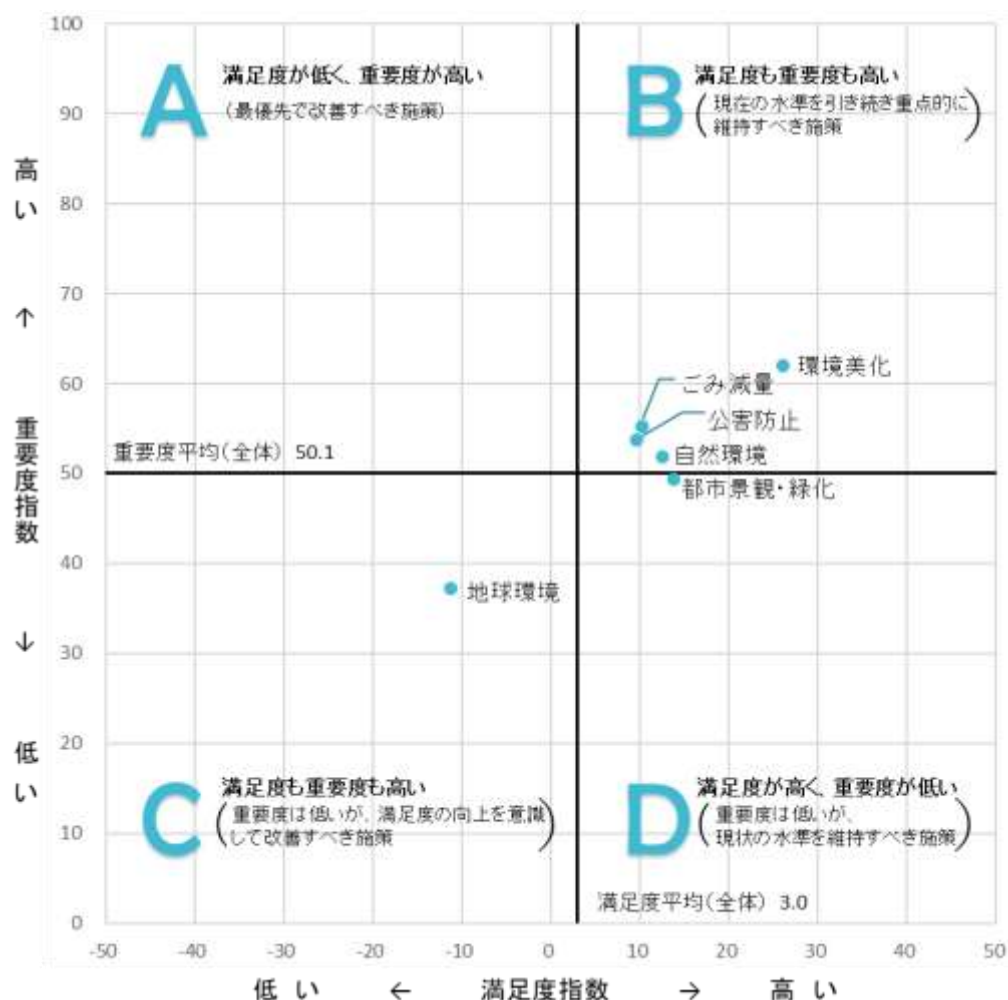
資料：市民意識調査（2016）

図1-17 課題の重要度

(3) 満足度指数・重要度指数による各施策の評価

個別の施策に対する満足度及び重要度についての評価を明確化するために、「満足度指数」及び「重要度指数」を設定し評価を行いました。

「環境美化」、「ごみ減量」、「公害防止」、「自然環境」は満足度も重要度も高く、現在の水準を引き続き維持していきます。「地球環境」については、重要度は低い満足度の向上を意識して改善すべき施策となっています。



資料：市民意識調査（2016）

図1-18 満足度指数と重要度指数による散布図

参考：2016年度に実施された市民アンケートの調査方法

対象	18歳以上の市民 12,000人（無作為抽出）
調査方法	郵送調査法
調査期間	2016年7月19日～8月8日
回収結果	4,836票（有効回収率 40.3%）

環境に関する取組みの実施状況

前計画では「環境目標（４項目）」ごとに「まちづくりの目標（９項目）」、「取組みの目標（２５項目）」、「基本的施策（７５項目）」、「具体的取組み（２１４項目）」という体系を定め、環境を改善する事業を実施してきました。

「具体的取組み」に関連する延べ 573 事業（重複含む）において、すべての事業が「実施中」または「完了」となり、着実に取組みを進めています。

表 1 - 4 前計画の体系及び具体的取組みと事業数

環境目標	まちづくりの目標	取組みの目標	基本的 施策	具体的 取組み	事業※
1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井（都市・社会基盤）	①環境に配慮した都市基盤	1 健全な水循環	3	6	11
		2 自動車による環境負荷の低減	3	10	27
		3 環境に配慮した土地利用	4	11	27
	②アメニティ空間	4 緑豊かなまち	3	11	23
		5 歩きやすく自転車で走りやすいまち	3	9	15
		6 魅力的なまちかど・まちなみ	3	6	11
2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井（自然・風土）	③自然との共存	7 丘陵・里の自然保全	4	9	18
		8 自然豊かな市街地	2	3	10
		9 池・川の保全	2	3	5
		10 自然ネットワークの形成	2	4	5
	④自然と歴史の恵	11 自然とのふれあい	2	5	29
		12 歴史・文化の継承	2	5	10
3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづまちなまち・春日井（くらし・低炭素・資源循環社会）	⑤資源の有効活用	13 ごみの減量	6	25	73
		14 水の有効利用	2	4	9
		15 エネルギーの有効利用	3	11	38
	⑥環境に配慮した産業	16 農地・森林を守る産業	2	6	8
		17 環境に配慮した経営	2	7	15
		18 エコビジネス	2	3	3
	⑦公害防止・環境負荷の低減	19 健康な暮らし	6	19	49
		20 地球環境の保全	3	11	53
		21 環境監視活動	3	8	14
4 ネットワークを活用し、環境市民が育つまちなまち・春日井（学習・ネットワーク）	⑧環境市民	22 環境学習への参加	3	10	49
		23 自発的市民活動とネットワーク	4	14	33
	⑨学習・ネットワーク基盤	24 環境まちづくりのための基盤	3	7	20
		25 環境情報の共有	3	7	18
		合計	75	214	573

※事業には重複を含みます。

また、前計画では、特に市が主体となり優先して取り組むべき施策を「重点的取組み」として位置づけ、取り組んできました。

前計画の4つの重点的取組み「低炭素社会*3」、「自然共生社会」、「資源循環社会」、「連携・協働」についての成果・結果は次のとおりです。

1 低炭素社会 ～地球環境を保全する～

2018年度の市内全域の温室効果ガス排出量は、2008年度（平成20年度）に比べ4.6%削減されました。

前計画の数値目標「2008年度比17%削減」は未達成となっております。

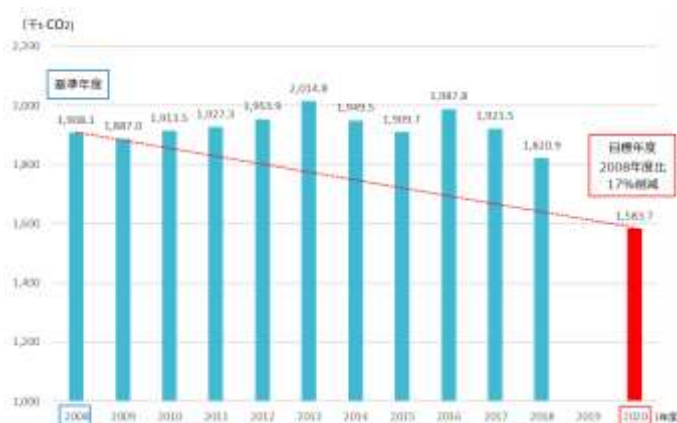


図1-19 市内の温室効果ガス排出量の推移

2 自然共生社会 ～自然を守り自然に親しむ～

○自然環境の保全を推進する条例を制定しました（2004年（平成16年）12月）。

○かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議の市民団体の15団体が環境保全活動を実施し、市民団体による環境活動が定着しています。

○指定希少野生動植物種を指定し、保護に努めています。（2012年（平成24年）1月）

表1-5 春日井市指定希少野生動植物種

植物	シデコブシ、ササユリ、ヒメカンアオイ
動物	カヤネズミ、ヨタカ、ナゴヤダルマガエル、ギフチョウ、ヒメタイコウチ

3 資源循環社会 ～ごみを減らし資源を有効に活用する～

2019年度の1人1日当たりのごみ排出量は、基準年度（2010年度）に比べ40g削減されました。

前計画の数値目標「130g削減」は未達成となっております。



図1-20 1人1日当たりのごみ排出量の推移

*3 低炭素社会：地球温暖化の原因となる、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出が少ない社会。「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」の「脱炭素社会」へ向けての過程。



図 1 - 21 家庭系ごみ排出量の推移

2019 年度の事業系ごみ排出量は基準年度 (2010 年度) に比べ 6.8%増加しました。前計画の数値目標「20%削減」は未達成となっております。



図 1 - 22 事業系ごみ排出量の推移

4 連携・協働 ～市民と事業者、行政が協働して環境まちづくりを進める～

2019年度の環境まちづくり参加人数は51,726人で、総人口 311,129 人の 16.9%となっております。

前計画の数値目標「総人口の 10%以上」を達成しております。

※2017 年度 (平成 29 年度) は悪天候のため、春日井まつりにおけるエコワールドが中止 (2019 年度は 18,097 人が参加)。

※2020 年度は新型コロナウイルス感染症のため、環境に関するイベント等が中止。



図 1 - 23 環境まちづくり参加人数の推移

2 計画の目的

本計画は、春日井市環境基本条例第 2 条に則り、本市の環境を保全、創造し、次代を含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、市民、事業者、市がそれぞれの責務を自覚し、環境の保全等に関する各種の取組みを自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携する考え方を明らかにします。

参考：春日井市環境基本条例第 2 条

(基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市民、事業者及び市の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

3 計画の位置付け

本計画は、春日井市環境基本条例第 7 条に基づき策定するものであり、第 6 次春日井市総合計画の将来像を環境面から実現していく役割を担う、本市の環境に関する計画の中で最も上位の計画として位置付けます。計画の策定にあたっては、本市の関連計画と整合・連携を図るとともに、国、県の環境基本計画とも整合性を図ります。

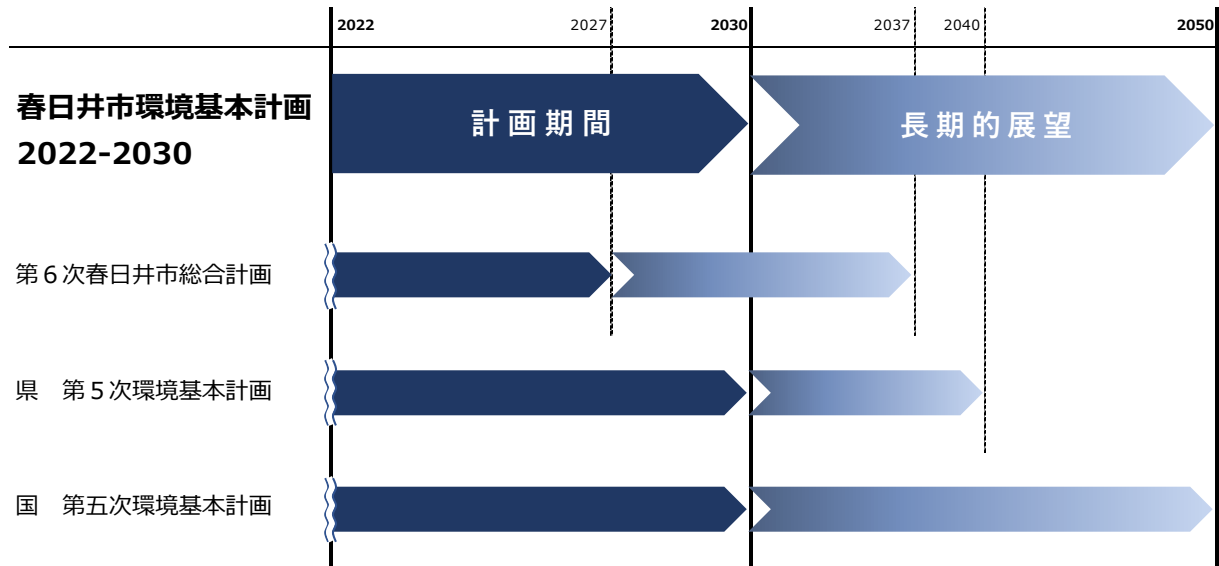
なお、本計画は、新たに策定する春日井市生物多様性地域戦略を含むものとします。



4 計画の期間

本計画は、2022年度から2030年度を計画期間とします。ただし、第6次春日井市総合計画が構想する2037年、愛知県の第5次環境基本計画が展望する2040年、国の第五次環境基本計画が長期的に見据える2050年を展望します。

なお、本市の環境や社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



第2章 めざすべき環境の姿

1 環境像

豊かな自然と暮らしが調和する
環境にやさしいまち かすがい
～わたしたちの未来と地球のために～

環境像に込めた思い

私たちのまち春日井は、豊かな自然、充実した交通網などの恵まれた地理的条件を活かし、質の高い住環境と快適な都市空間の形成に努め、名古屋圏を代表する住宅都市として着実な歩みを重ねてきました。

一方、私たちの暮らしや社会経済活動は、環境への負荷を増大させ、自然環境や生活環境だけでなく、気候変動など地球環境にも重大な影響を及ぼしています。

私たちは、豊かな自然の恵みを享受でき、住環境が整い、活力を生み人が集う、健康でいきいきと暮らせる快適なまちを次世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりが環境について学び、考え、省エネルギーやごみの減量など環境にやさしい行動を積極的に行うことが必要です。

わたしたちは未来を見据え、かけがえのない地球環境を次世代へつないでいくことをめざします。

2 環境目標

環境像を実現していくため、次の5つの環境目標を掲げています。

「環境学習・パートナーシップ」は環境学習により市民・事業者の意識を高め、市民・事業者・市が連携・協働して、新たな課題を解決することを全体の目標として見据えるため、全体目標及び環境目標1とします。

全体目標・環境目標1 環境学習・パートナーシップ



環境について学び、市民・事業者・市が連携・協働して環境にやさしい行動を行うまちをめざします。

環境目標2 低炭素社会



省エネルギーの取組みが市民や事業者に着した低炭素社会への転換をめざします。

環境目標3 自然環境



自然環境や生態系が保全され、豊かな自然の恵みを楽しむことができるまちをめざします。

環境目標4 循環型社会



4Rやごみの適正処理に取り組み、ごみを減らし資源を循環することができるまちをめざします。

環境目標5 都市環境・生活環境



快適な都市環境と良好な生活環境が確保されたまちをめざします。

これって何？

SDGs (エスディーゼイズ)

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略で、17の目標と169のターゲットから構成されており、人間と地球の「やるべきことのリスト」であり、2030年までに国際社会がめざすべき共通の目標です。

2015年9月の国連サミットで採択され、経済、社会、環境の問題に個別に焦点を合わせるのではなく、統合された方法で、持続可能なより良い社会の実現を目指し、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを掲げています。

SDGsには気候変動や環境保護の問題、エネルギー利用など環境に関連する目標が数多く設定されており、本計画の施策を推進することはSDGsの達成にもつながります。



出典：国際連合広報センター

持続可能な開発目標 (SDGs)

環境絵画コンクール
春日井市長賞 受賞作品



2019 年度
「水と命」
山田真菜さん



2020 年度
「生き物たちの
おしゃべり会♪」
岡田いぶきさん

第3章 施策の展開



環境目標ごとの構成

③ 施策の体系

※各目標の達成に向けた施策の柱とその具体的施策

② 関連する SDGs の目標

※SDGs の詳細については 26 ページをご覧ください

① 環境目標

※環境像を実現するための目標

⑥ 指標

※達成指標及び個別指標

☆マークは市民の努力が反映される指標

施策の体系

施策の柱	施策
1 各分野における環境教育・環境学習の充実	・環境教育・環境学習の推進 ・環境情報の活用と発信
2 誰もが参加できる環境安全活動の充実	・環境保全活動・環境活動の推進

● 視覚

子ども環境アカデミーや市民環境アカデミー、市民環境フォーラムなど幅広い世代を対象とした環境学習を実施しています。

市内全小学校や保育園等を対象とした青空教室や出張学習など、教室などでの出張講座、オンラインセミナーを実施しており、子どもたちへの環境教育に力を入れています。

公民館や環境まちづくりパートナーシップ会議が中心となり、様々な環境保全活動や環境イベントなどを実施しています。

● 課題

市民、事業者、市の三者協働による環境まちづくりを推進するため、幅広い世代が環境を学び、実践するための取組みが求められています。

人口減少や急速な少子高齢化が進行することから、環境活動の新たな担い手となる若年層やシニア世代のさらなる参画を促す必要があります。

● 将来像

市民一人ひとりが環境について楽しく学び、考え、積極的に正しい行動を積極的に行うまちになっています。

これからの春日市市民の未来を担う子どもたちへの環境教育が充実し、若年層からシニア世代までの幅広い世代が環境まちづくりに参加し、活躍しています。

市民や市民団体、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、協働して環境保全に取り組んでいます。

家庭や学校、事業者が連携した学習スタイルやごみの減量などの取組みを通して、市民や事業者の環境意識が高まっています。

指標

指標	数値	目標	達成状況
環境まちづくり参加人数	16,976 (2019年度)	120,000人	達成
二青空教室（出張講座の参加人数「基本」）	24,955人 (2019年度)	120,000人	達成
出張学習（出張講座）の参加人数	211人 (2016年度)	350人	達成
出張学習した事業者の割合（基本、前年度）	143事業者 (2020年度)	達成	

これって何？

青空教室
小学校や保育園などで、ごみ収集車にごみを積む体験やごみの減量・リサイクルの重要性などについて現場で働く人の話を聞き、ごみに対する関心の高めをしています。

出張講座
小学校や幼稚園など、公民館などで、出張講座の最新情報やその対策について、「2019 年末版の人口予測」の掲載や環境教育の実験を交え、地球温暖化防止の取組みを行うきっかけづくりとしています。

青空教室の様子

出張講座の参加の様子

④ 現状・課題

※これまでの取組みを振り返っての現状と課題

⑤ 将来像

※めざすべき将来像

⑦ 達成指標

※環境目標の達成状況を示す指標

⑧ 個別指標

※達成指標の実現に向けた具体的な行動の指標

⑩実施主体

※主な事業の実施主体を明確にする

⑨施策の内容

※施策の内容と主な事業

● 施策の内容

1 社会に必要とされる環境教育・環境学習の推進				実施	推進	評価
施策	内容	主な事業	実施主体			
環境教育・環境学習の推進	学校をはじめ、各世代に広げられた環境教育や環境学習の推進の促進を図ります。	・子ども環境アワード ・市民環境が力ぞい ・出前講座 ・環境相談センター ・青年教室 ・小学校での総合学習(環境・文化科)	市教育委員会	○	○	○
環境意識の向上と発信	市民の環境保全に対する関心を高め、むかむかすい環境、住むかたを創ります。	・エコローカル ・消費者活動 ・エコメッセ春日井などの施設見学 ・市民環境フォーラム ・環境説明資料の作成 ・ホームページやSNSの活用	市教育委員会 市民環境が力ぞい 消費者活動	○	○	○

2 誰もが参加できる環境保全活動の充実				実施	推進	評価
施策	内容	主な事業	実施主体			
環境保全活動・啓発活動の推進	市民、市民団体、企業等、市が組織して環境保全活動を推進します。	・おまつり環境まつりづくりパートナーシップ会議 ・大学との連携・協働事業 ・ささえ館センターでの活動、交流 ・エコオフィス訪問事業等の拡大と実施	市民環境が力ぞい 消費者活動	○	○	○

⑪市民や事業者に求められる主な取り組み

※環境目標の達成のために、市民や事業者のみなさんに自主的かつ積極的に取り組んでいただきたいこと

● 市民や事業者に求められる主な取り組み

市民に求められる取り組み	事業者求められる取り組み
環境意識の向上 環境意識の向上やイベントに積極的に参加しましょう	環境意識の向上やイベントを通じて市民の環境意識を高め、協力しましょう
環境問題に関心をもち、企業など様々な人とのコミュニケーションを図りましょう	環境問題に関心をもち、事業所の環境情報の公開を図りましょう
環境にやさしいライフスタイルを実践しましょう	環境にやさしい事業活動を推進しましょう
地域で実施される環境保全活動に積極的に参加しましょう	地域で実施される環境保全活動に積極的に参加しましょう

● 関連計画・個別計画

- 第6次春日井市総合計画
- 春日井市ごみ処理基本計画
- 第3次春日井市生活環境計画
- 春日井市ごみ処理基本計画

● 関連法令

- 環境基本法
- 環境教育による環境保全の取組の促進に関する法律

⑫関連計画・個別計画

※本市の関連計画及び個別計画

⑬関連法令

※関連する法律

【構成の見方】

環境目標 (①) ごとに施策の体系 (③) を示し、市の現状・課題 (④) を整理し、めざすべき将来像 (⑤) を示しています。環境目標達成のために、指標 (⑥) を設定しています。

施策の内容 (⑨) では主な事業と実施主体 (⑩) を明確にし、市民や事業者に求められる主な取り組み (⑪) を示しています。

また、関連するSDGsの目標 (②) を示しています。

施策の体系

施策の柱	施策
1 各世代に応じた環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境学習の推進 ・環境情報の共有と発信
2 誰もが参加できる環境保全活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動・協働取組みの推進

現状

- 子ども環境アカデミーや市民環境アカデミー、市民環境フォーラムなど幅広い世代が環境について学んでいます。
- 市内全小学校や保育園等を対象とした青空教室や放課後なかよし教室などでの出前講座、エコライフセミナーを実施しており、子どもたちへの環境教育に力を入れています。
- かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議が中心となり、様々な環境保全活動や環境イベントなどを実施しています。

課題

- 市民・事業者・市の三者協働による環境まちづくりを推進するため、幅広い世代が環境を学び、実践するための取組みが求められています。
- 人口減少や急速な少子高齢化が進行することから、環境活動の新たな担い手となる若年層やシニア世代のさらなる参画を促す必要があります。

将来像

- 市民一人ひとりが環境について楽しく学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に行うまちになっています。
- これからの春日井市の未来を担う子どもたちへの環境教育が充実し、若年層からシニア世代までの幅広い世代が環境まちづくり参加し、活躍しています。
- 市民や市民団体、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、協働して環境保全に取り組んでいます。
- 家庭や学校、事業所等が連携した省エネルギーやごみの減量などの取組みを通して、市民や事業者の環境意識が高まっています。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	☆環境まちづくり参加人数	16.9% (2019年度)	維持									-
	☆青空教室、出前講座の参加人数〔延べ〕	74,955人 (2019年度)	120,000人									-
個別 指標	☆自然環境の保全を行う市民団体などの会員数〔延べ 単年度〕	311人 (2016年度)	350人									春日井市第6次総合計画
	環境に配慮した事業所*4数〔延べ 単年度〕	145事業所 (2020年度)	増加									-

これって何？

青空教室

小学校や保育園などで、ごみ収集車にごみを積む体験やごみの減量・リサイクルの必要性などについて現場で働く人の話を聞き、ごみに対する興味関心を高めています。



青空教室の様子

出前講座

小学校や放課後なかよし教室などで、地球温暖化の最新情報やその対策について、「2100年未来の天気予報」の動画や模型を使った実験を交え、地球温暖化防止の取り組みを行うきっかけづくりとしています。



出前講座の実験の様子

*4 環境に配慮した事業所：ISO14001 やエコアクション 21 といった環境マネジメントシステムを導入している事業所、かすがいエコオフィス認定事業所または県の地球温暖化対策計画書の提出している事業所

施策の内容

1 各世代に応じた環境教育・環境学習の推進

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
環境教育・ 環境学習の 充実	学校をはじめ、各世代に応じた環境教育や環境学習の取組みの強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども環境アカデミー 市民環境アカデミー 出前講座 環境絵画コンクール 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> 青空教室 小学校での総合学習（環境・文化等） 	○		○
環境情報の 共有と発信	市民の環境保全に対する関心を高め、わかりやすい情報、広報の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> エコワールド 消費生活展 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> エコメッセ春日井などの施設見学 市民環境フォーラム 	○		○
		<ul style="list-style-type: none"> 環境関連報告書の作成 ホームページや SNS の活用 			○

2 誰もが参加できる環境保全活動の充実

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
環境保全活 動・協働取 組みの推進	市民・市民団体・事業者・市が協働して環境保全活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議 大学との連携・協働事業 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ささえ愛センターでの活動・交流 	○		○
		<ul style="list-style-type: none"> エコオフィス認定事業所の拡大と支援 		○	○

市民や事業者求められる主な取組み

市民に求められる取組み	事業者求められる取組み
 <p>環境関連の講座やイベントに積極的に参加しましょう</p>	 <p>環境関連イベントや環境について考える場に積極的に参加、協力しましょう</p>
 <p>環境問題に関心を持ち、家族など身近な人とのコミュニケーションを図りましょう</p>	 <p>環境問題に関心を持ち、事業所の環境情報の公開に努めましょう</p>
 <p>環境にやさしいライフスタイルを実践しましょう</p>	 <p>環境にやさしい事業活動を行いましょう</p>
 <p>地域で実施される環境保全活動に積極的に参加しましょう</p>	 <p>地域で実施される環境保全活動に積極的に参加しましょう</p>

関連計画・個別計画

- ・第6次春日井市総合計画
- ・春日井市ごみ処理基本計画
- ・第2次春日井市生涯学習推進計画

関連法令

- ・環境基本法
- ・環境教育による環境保全の取組の促進に関する法律



施策の体系

施策の柱	施策
1 低炭素社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー活動の推進 ・低炭素まちづくりの推進
2 気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への適応の推進

現状

- 2021年6月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、市民・事業者・市が気候変動に対する危機感を共有し、「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」に向けて取り組んでいます。
- クリーンセンターの余剰電力を活用したエネルギーの地産地消をはじめ、市が率先して温室効果ガスの削減に取り組んでいます。
- 気候変動の影響とみられる、猛暑や豪雨などの異常気象が増加しています。

課題

- 「2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロ」を見据え、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量のさらなる削減に取り組む必要があります。
- 気候変動の影響や新しい生活様式に対応していく必要があります。

将来像

- 市が率先して温室効果ガス排出量の抑制・削減に取り組んでおり、家庭や学校、事業所においても省エネルギーの取組みが市民や事業者に着実に定着しています。
- 省エネ型の機器や再生可能エネルギーなどの導入と有効活用、エネルギーの地産地消など、低炭素なまちづくりが進んでいます。
- 気候変動の影響に伴う適応策に取り組み、大規模災害や熱中症による健康被害、ヒートアイランド現象にそなえています。
- 新しい生活様式に対応した、感染症対策と環境にやさしい持続可能なライフスタイルを両立させています。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	温室効果ガス総排出量 (削減率)	2013年度比9.6% 減(2018年度)	2013年度比26%減 (⇒46%減※1,※2)									春日井市地球温暖化対策実行計画
	☆民生家庭部門 温室効果ガス排出量(削減率)	2013年度比20% 減(2018年度)	2013年度比40%減 (⇒66%減※1,※2)									春日井市地球温暖化対策実行計画
個別 指標	☆各世帯の1か月あたりの平均の電気使用量	2013年度比7.3% 減(2020年度)	2013年度比14%減 (⇒さらなる削減※2)									春日井市地球温暖化対策実行計画
	市役所エネルギー起源CO ₂ 排出量(公用車除く)(削減率)	2013年度比13.5%減 (2019年度)	2013年度比49%減									春日井市役所地球温暖化対策行動指針
	☆災害への備えをしている家庭の割合	50.5% (2016年度)	60.0%									春日井市第6次総合計画
	☆熱中症の搬送人数	110人 (2020年度)	減少									-
	雨水流出抑制施設[累計]	52施設 (2019年度)	59施設									-

※1 2021年に国が示した温室効果ガスの削減目標(案)。

※2 2022年度に改訂予定の春日井市地球温暖化対策実行計画における削減目標の方向性。

これって何？

COOL CHOICE (クールチョイス=賢い選択)

未来のために、日頃の生活の中で、地球温暖化対策となるあらゆる「賢い選択」をしているという取り組みです。

本市はこの趣旨に賛同し、2017年に「COOL CHOICE 宣言」をしています。



未来のために、いきまらう。

- ・製品の買替え(省エネ製品を「選択」)
- ・サービスの利用(公共交通機関を「選択」)
- ・ライフスタイルの選択(マイバッグを「選択」)

気候変動への適応

わたしたちが地球温暖化対策を実施しても、世界の平均気温の上昇はすぐには止まりません。そのため、気候変動による影響(熱中症、ゲリラ豪雨など)に備える「適応」が求められます。



- ・熱中症対策
- ・洪水・内水対策
- ・ヒートアイランド等対策

施策の内容

1 低炭素社会の実現

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
省エネルギー活動の推進	市民・事業者・市が暮らしや事業活動におけるあらゆる場面において、省エネルギー活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・COOL CHOICE 啓発事業 ・エコドライブ講習会 ・エコライフ DAY の普及啓発 ・グリーン購入、グリーン調達 ・次世代自動車の普及促進 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフセミナー ・出前講座【再掲】 	○		○
低炭素まちづくりの推進	建物の省エネ・創エネ・畜エネを促進することにより、エネルギー消費量を抑え、低炭素なまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム・燃料電池・蓄電池・HEMS の設置費補助 ・窓断熱の改修補助 	○		○
		<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーを利用した発電設備などの設置費補助 		○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンター余剰電力の活用 ・太陽光発電システム等の導入による公共施設の脱炭素化 ・地球温暖化対策に関する情報提供 			○

2 気候変動への適応

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
気候変動への適応の推進	気候変動に対する適応策として、熱中症対策やヒートアイランド対策を実施するとともに、災害対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップの作成・活用 ・熱中症に関する情報提供、注意喚起、出前講座 ・避難情報等に関する情報提供、注意喚起 ・緑のカーテン育成講座 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・雨水流出抑制施設整備、指導 ・道路、公共用地、民有地等の透水性基盤整備 		○	○

市民や事業者求められる主な取組み

市民に求められる取組み	事業者求められる取組み
 <p>冷暖房の適切な温度管理、見ていないテレビは消すなどのエコライフを実践しましょう</p>	 <p>クールビズやウォームビズの実施、環境マネジメントシステムの取得など、環境にやさしい事業活動を行いましょう。</p>
 <p>グリーン購入（省エネ家電など環境に配慮した商品を選ぶ）を実践しましょう。</p>	 <p>グリーン調達（環境に配慮した商品を選ぶ）を実践しましょう。</p>
 <p>宅配便の受け取り時間や場所を指定して、できるだけ1回で受け取りましょう。</p>	 <p>次世代自動車の導入やエコドライブを実践しましょう。</p>
 <p>太陽光発電システム、蓄電池などの導入や、窓断熱改修など住宅の省エネ化を進めましょう。</p>	 <p>再生可能エネルギーや省エネ機器、高効率機器の導入に努めましょう。</p>
 <p>こまめな水分補給、帽子や日傘の利用、涼しい服装など熱中症を予防しましょう。</p>	 <p>熱中症リスクを周知し、こまめに水分補給するなど、予防行動を心がけましょう。</p>

関連計画・個別計画

- ・第6次春日井市総合計画
- ・春日井市地域防災計画
- ・春日井市地域強靱化計画
- ・春日井市地球温暖化対策実行計画
- ・春日井市役所地球温暖化対策行動指針

関連法令

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・気候変動適応法

環境目標 3 自然環境



施策の体系

施策の柱	施策
1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none">・多様な生きものの生息・生育環境の保全・生物多様性を支える人材の育成
2 緑の保全と創出	<ul style="list-style-type: none">・水や緑の保全・緑豊かなまちづくりの推進

現状

- 市内には、東部に弥勒山や築水池を中心とした緑豊かな丘陵地や、都市公園、庄内川などさまざまな自然環境があり、多様な生態系や景観が形成されています。
- 市民団体などが、さまざまな自然環境保全活動を実施しています。
- 少年自然の家周辺での自然学習や、自然環境保全活動推進員を講師とした自然観察会などを実施しています。

課題

- 市域の自然基礎調査を実施し、自然環境や生き物の生息状況を把握する必要があります。
- 開発等による水田の減少や、人手不足により里地里山を維持できなくなる懸念があります。
- 自然環境の保全を支えている市民団体の活動を、多様な主体に展開し、若い世代へ継承していく必要があります。

将来像

- 東部の丘陵や河川沿いに広がる田園地帯などを中心とした豊かな生態系や良好な景観が、多様な主体の活動により保全され、その恩恵が享受できています。
- 私たちの暮らしが生物多様性による恵みによって支えられていることを、一人ひとりが正しく理解し、次世代へ継承されています。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	自然環境への満足度	36.1% (2016年度)	→ 増加								春日井市第6次総合計画	
	市全域の緑被率	40.6% (2020年度)	→ 維持								春日井市緑の基本計画	
個別 指標	☆自然環境保全活動推進員の委嘱人数(任期2年)[延べ]	226人 (2021年度)	→ 350人								春日井市生物多様性地域戦略	
	民有地緑化の箇所数を増やす(あいち森と緑づくり事業)	-	→ 5箇所								春日井市緑の基本計画	
	☆アダプト・プログラム参加団体数	12団体 (2019年度)	→ 15団体								春日井市緑の基本計画	
	☆公園・緑地づくりのワークショップの実施数[累計]	-	→ 10公園								春日井市緑の基本計画	

これって何？

自然環境保全活動推進員

市内に残された貴重な自然や皆さんの周りにある身近な自然を保全していくため、有志の市民の方々が「自然環境保全活動推進員」として活動されています。

<主な活動内容>

- ① 自然環境の保全に関する普及啓発活動の推進
- ② 自然に関する調査等への協力
 - ・竹林の整備
 - ・ギフチョウの成体数調査
 - ・ツバメ調査
 - ・セミの抜け殻調査
 - ・けがの予防
 - ・外来生物



セミの抜け殻調査の様子

自然環境の保全に興味のある方、ぜひ一緒に活動しませんか？

- 自然環境保全活動推進員になるためには、養成講座(全6回)を受講することが条件となります。
- 自然環境保全活動推進員は、養成講座受講者の方を対象に募集し、選考します。
- 任期:2年
- 養成講座受講者募集も2年毎。

施策の内容

1 生物多様性の保全

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
多様な生きものの生息・生育環境の保全	市内に生息・生育している生きものの現状を把握し、生息・生育環境の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 希少な動植物と生息環境の保全 自然環境保全地区等の指定 生態系に配慮するための外来種対策の検討 環境に配慮した土地利用 	○	○	○
生物多様性を支える人材の育成	さまざまな主体における自然環境や生態系に関する情報共有と連携を促進し、生物多様性への関心を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境保全活動推進員の設置 自然環境学習会 少年自然の家周辺での自然学習 	○		○

2 緑の保全と創出

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
水や緑の保全	私たちの生活にうるおいを与えるだけでなく、地球温暖化防止や生物多様性を育む基盤となる、水辺や緑の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 森林、農地、河川等の維持・保全 保存樹、神社・仏閣の保全による緑の保全 健全な水循環の確保 	○	○	○
緑豊かなまちづくりの推進	市民の緑化活動を支援するほか、暮らしを豊かにする緑をつくり、緑の活用を図ります。	・公園の整備・維持・管理	○	○	○
		・住宅等の敷地内緑化の促進	○		○
		・小学校校庭芝生化事業		○	○
		・民間施設の緑化の促進			○
		・緑道や街路樹の整備			○

市民や事業者求められる主な取り組み

市民に求められる取り組み	事業者求められる取り組み
 <p>生きものの生息・生育環境の保全活動に参加しましょう。</p>	 <p>生きものが生育、生息する自然環境に配慮した事業活動や土地利用を行いましょう。</p>
 <p>生物多様性について理解を深め、積極的に自然とふれあいましょう。</p>	 <p>生きものの生息・生育環境の保全活動に参加しましょう。</p>
 <p>外来種について理解を深め、ペットを大切に、最後まで責任を持って飼いましょう。</p>	 <p>飼い主へ外来種の適正な管理と、最後まで責任を持って飼うよう呼びかけましょう。</p>
 <p>植樹や花壇づくりなど、身近な緑を増やすよう努めましょう。</p>	 <p>敷地緑化などに努めるほか、地域の緑化活動に参加しましょう。</p>

関連計画・個別計画

- ・ 第6次春日井市総合計画
- ・ 春日井市緑の基本計画
- ・ 春日井市農業振興地域整備計画
- ・ 春日井市生物多様性地域戦略

関連法令

- ・ 自然環境保全法
- ・ 都市緑地法
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律
- ・ 生物多様性基本法
- ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律



施策の体系

施策の柱	施策
1 循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発等によるごみ減量の推進 ・4 Rの推進
2 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的なごみ処理による低コスト化 ・安全で安定的な処理施設の確保 ・災害廃棄物の適正処理

現状

- ごみ処理基本計画の基本理念「ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい」に向けて、家庭系ごみ・事業系ごみの減量や資源化に取り組んでいます。
- 市内全小学校や保育園等を対象とした青空教室などの環境教育や、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などの情報発信を積極的に行っています。
- 効率的に施設を運用し、安全で安定したごみ処理を行っています。

課題

- 「家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」の削減に向けて、さらなるごみの減量や資源化に取り組む必要があります。
- 食品ロスやプラスチックごみの削減に向けて取り組む必要があります。
- ごみ処理施設の老朽化に伴い、計画的に整備していく必要があります。

将来像

- 市民、事業者、市が連携して
 - 1 Refuse (リフューズ)・・・発生回避 (不要なものを断る)
 - 2 Reduce (リデュース)・・・排出抑制 (ごみになりそうなものを減らす)
 - 3 Reuse (リユース)・・・再利用 (繰り返し使う)
 - 4 Recycle (リサイクル)・・・再資源化 (資源として再利用する)
- の4 Rに取り組む、ごみの減量と資源化が進んでいます。
- 家庭や学校、事業所における食品ロスやプラスチックごみの削減の取組みが、市民や事業者に定着しています。
- ごみの適正処理に取り組む、環境への負荷が少ない処理・処分を行っています。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	1人1日当たりごみ排出量	714g (2019年度)	660g								春日井市ごみ処理基本計画	
個別 指標	☆1人1日当たり家庭系ごみ排出量	525g (2019年度)	487g								春日井市ごみ処理基本計画	
	事業系ごみ排出量	21,503t (2019年度)	19,557t								春日井市ごみ処理基本計画	
	☆ごみ出しルールやマナーが守られているごみステーションの割合	79.6% (2014年度)	90.0%								春日井市第6次総合計画	
	1人当たりごみ処理費用	12,068円 (2018年度)	11,131円								春日井市ごみ処理基本計画	

これって何？

食品ロス

食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスは年間 600 万トン（2018 年度）になり、これは、わたしたち 1 人あたりが“お茶碗 1 杯分（約 130 g）の食べ物”を毎日捨てているのと同じ量です。もったいないと思いませんか？

食品ロスを減らすための基本は、買い物をするとき「**買いすぎない**」、料理をするとき「**作りすぎない**」、外食するとき「**注文しすぎない**」、そして「**食べきる**」ことが重要です。

<買い物編>

- ① 買い物前に、家にある食材をチェック
- ② 必要な分だけ買う
- ③ すぐ使う食品は棚の手前から買う

<家庭編>

- ① 食品を適切に保存する
- ② 残っている食材から使う
- ③ 食べきれぬ量を作る



中部大学 連携・協働事業

あつまれ！わんぱく隊 ECO チャレンジ

作成ポスター（市立保育園配布）

施策の内容

1 循環型社会の実現

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
啓発等によるごみ減量の推進	積極的な情報発信等により、市民がごみ減量や資源化に取り組みやすい環境を作り、各世代に応じた啓発活動を通して、ごみ減量や資源化を推進します。	・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、環境カレンダー等の利用促進	○	○	○
		・エコッキングの実施			
		・エコ先案内人			
4 Rの推進	リフューズ（発生回避）・リデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の4 Rを推進します。	・青空教室【再掲】	○		○
		・社会科副読本「くらしとごみ」の配布			
		・事業者向け事業系ごみについてのパンフレットの作成		○	○
4 Rの推進	リフューズ（発生回避）・リデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）の4 Rを推進します。	・資源分別収集	○	○	○
		・家庭用生ごみ処理機の購入費補助	○		○
		・レジ袋削減の推進		○	○
		・焼却灰リサイクルの推進			

2 廃棄物の適正処理

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
効率的なごみ処理による低コスト化	ごみ処理や収集運搬経費の削減に努め、適正なごみ処理に努めます。	・事業系ごみの資源化施設への搬入促進		○	○
		・ごみ処理施設の効率的運用			○
安全で安定的な処理施設の確保	施設の計画的な整備と適切かつ効率的な維持管理を行います。	・クリーンセンター余剰電力の活用【再掲】	○	○	○
		・環境に配慮したごみ処理施設の整備（資源化・廃熱利用）			○
災害廃棄物の適正処理	災害時には、施設の処理機能やごみ処理体制を確保し、適正なごみ処理に努めます。	・春日井市災害廃棄物処理計画の運用	○	○	○

市民や事業者求められる主な取り組み

市民に求められる取り組み	事業者求められる取り組み
 <p>【リフューズ=発生回避】マイバッグやマイボトルを持参して、不要・過剰な包装は断りましょう。</p>	 <p>【リデュース=排出抑制】排出されるごみの減量に積極的に取り組みましょう。</p>
 <p>【リデュース=排出抑制】生ごみの水きりや堆肥化などにより、ごみの減量に努めましょう。</p>	<p>エコマーク</p>  <p>【リデュース=排出抑制】再利用可能な製品やエコマーク商品などの製造・販売に努め、過剰包装を削減しましょう。</p>
 <p>【リデュース=排出抑制】食材の使いきりや食べきりを心がけ、食品ロスを減らしましょう。</p>	 <p>【リデュース=排出抑制】食べきりメニューの設定やフードバンクへの寄付など、食品ロスの削減に努めましょう。</p>
 <p>【リユース=再利用】再利用や修理ができる製品を購入しましょう。</p>	 <p>【リユース=再利用】本体や部品の再利用がしやすい製品の製造や、使用済部品の再利用に努めましょう。</p>
 <p>【リサイクル=再資源化】ごみの分別や出し方のマナーを守りましょう。</p>	 <p>【リサイクル=再資源化】ごみの適正な分別、保管、運搬、処理の徹底に努めましょう。</p>

関連計画・個別計画

- ・第6次春日井市総合計画
- ・春日井市地域防災計画
- ・春日井市ごみ処理基本計画

- ・一般廃棄物処理実施計画
- ・春日井市災害廃棄物処理計画

関連法令

- ・循環型社会形成推進基本法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律



施策の体系

施策の柱	施策
1 人と環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・快適な生活のための基盤整備 ・多様な交通手段が選択できるまちづくり
2 良好な生活環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止・環境負荷の低減 ・上下水道の維持管理 ・合併処理浄化槽への転換促進

現状

- 計画的な都市基盤の整備を行い、快適な住環境が形成されています。
- 大気・水・騒音については、ほとんどの項目で環境基準を達成しており、市内の環境はおおむね良好です。
- 地域の実情に応じた適正な整備により、下水道や合併処理浄化槽*5等の普及が進んでいます。

課題

- 少子高齢化に対応した、暮らしやすい住環境や利用しやすい交通環境などの都市基盤を整備する必要があります。
- 良好な大気・水環境を維持し、騒音・振動・悪臭を防止する必要があります。
- 快適で衛生的な生活環境を維持するため、生活排水対策の充実が求められます。

将来像

- 人と環境にやさしい都市基盤が整備された快適なまちになっています。
- 澄んだ空気、清らかな水が確保された安全・安心なまちになっています。
- 下水道整備の推進と合併処理浄化槽等への転換が促進されています。

*5合併処理浄化槽：生活排水（トイレの排水とそれ以外の生活雑排水）を処理する浄化槽。河川等の水環境を守ります。一方、単独処理浄化槽はトイレの排水のみを処理するため、生活雑排水は未処理のまま河川等に流されるため、川や海を汚染します。

指標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	関連計画
達成 指標	交通の利便に対する満足度 ^{*6}	2.53 (2016年度)	2.80									春日井市地域公共交通計画
	環境基準達成率（大気・水質・騒音）	12項目中11項目達成（2020年度）	項目ごとに100%達成									-
個別 指標	☆市内バスの年間利用者数	5,403千人 (2019年度)	5,415千人									春日井市地域公共交通計画
	基幹的公共交通 ^{*7} の人口カバー率 ^{*8} （居住誘導区域 ^{*9} ）	65.7% (2010年度)	65.5%以上									春日井市立地適正化計画
	自転車通行空間の整備延長【累計】	32.1km (2020年度)	53.9km									春日井市自転車活用推進計画
	汚水処理人口普及率 ^{*10}	88.1% (2016年度)	96.1%									春日井市第6次総合計画



*6 交通の利便に対する満足度：市民意識調査「誰もが不便を感じずに移動できる」に対する満足度の5段階評価（5：満足、4：どちらかといえば満足、3：どちらともいえない、2：どちらかといえば不満、1：不満）の平均値により評価。

*7 基幹的公共交通：片道30本/日以上またはピーク時片道3本/以上のサービス水準を有する鉄道及び路線バス。

*8 公共交通の人口カバー率：総人口に対して、鉄道駅から半径800m、バス停から半径300mの範囲に居住する人口の割合。

*9 居住誘導区域：一定のエリアで人口密度を維持することで、居住者の生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域として立地適正化計画において定められる区域。

*10 汚水処理人口普及率：下水道のほか、集中処理浄化槽や合併処理浄化槽などにより汚水を衛生的に処理する設備が普及している地区の人口の総人口に対する割合。

施策の内容

1 人と環境にやさしいまちづくり

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
快適な生活のための基盤整備	暮らしやすく居心地の良い住環境づくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・高蔵寺ニューモビリティタウン構想事業 ・環境に配慮した土地利用【再掲】 	○	○	○
多様な交通手段が選択できるまちづくり	公共交通の利便性の向上と市民の移動手段の確保を図り、多くの市民の公共交通の利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・かすがいシティバスの利用促進 ・鉄道駅周辺駐輪場における自転車整理 	○	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅周辺整備 		○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・自転車レーン・歩道の整備 			○

2 良好な生活環境の確保

施策	内容	主な事業	実施主体		
			市民	事業者	行政
公害防止・環境負荷の低減	大気・水・騒音の環境調査を実施し、情報発信に努めるとともに、環境法令に基づき事業者を指導するなど、生活環境を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> ・協定等による環境の保全 ・事業所立入（大気・悪臭・水質・土壌・騒音・振動） ・環境監視（大気、水質、騒音） ・地下水水質調査 ・光化学スモッグ等の情報の周知 ・大気・水環境等の未規制化学物質等の情報収集と提供 		○	○
上下水道の維持管理	上下水道の計画的な整備・維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・水道施設の計画的な更新 			○
合併処理浄化槽への転換促進	生活排水を衛生的に処理できる合併処理浄化槽への転換を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型合併処理浄化槽の設置費補助 	○		○

市民や事業者求められる主な取組み

市民に求められる取組み	事業者求められる取組み
 <p>徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に利用しましょう。</p>	 <p>エコ通勤（徒歩、自転車、公共交通）を推奨しましょう。</p>
 <p>食器の油汚れを拭き取るなど、生活排水による水の汚れを防ぎましょう。</p>	 <p>大気汚染や水質汚濁に関する法令を遵守しましょう。</p>
 <p>テレビや音楽の音量などは近隣へ配慮しましょう。</p>	 <p>騒音や振動、悪臭に関する法令を遵守するとともに、近隣への配慮に努めましょう。</p>
 <p>下水道への切替えや合併処理浄化槽の設置、適正管理に努めましょう。</p>	 <p>化学物質の適正な使用・管理を徹底しましょう。</p>

関連計画・個別計画

- ・ 第6次春日井市総合計画
- ・ 春日井市都市計画マスタープラン
- ・ 春日井市立地適正化計画
- ・ 春日井市地域公共交通計画
- ・ 春日井市自転車活用推進計画
- ・ 春日井市公共施設等マネジメント計画
- ・ 春日井市下水道基本計画
- ・ 春日井市生活排水処理基本計画

関連法令

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 都市計画法

第4章 生物多様性地域戦略

1 戦略策定にあたって

生物多様性とは

地球上の生物は、非常に長い年月をかけ、様々な環境に適応するため多様な進化を遂げ現在に至っています。多様な生き物がお互いに複雑な関係を持ち、バランスを保っています。世界中のありとあらゆる生物は、それぞれに個性があるとともに、直接的に、間接的に他の生き物と支えあって生きているのです。

生物多様性とは、単に生き物の種類がたくさんいるだけではなく、あらゆる階層（遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性）が相互に作用しているということを意味します。そして、人類も様々な生き物と作用しながら、生物の多様性がもたらす恩恵（生態系サービス）を受けています。

しかしながら、近年、さまざまな要因により生物多様性が失われつつあります。要因の多くは人類の活動によるものであり、このままでは生物多様性がもたらす恩恵を人類が受けられなくなってしまうかもしれません。生物多様性がいかに重要であるかを認識するとともに、これらの恩恵を将来にわたって享受していくため、生物多様性を保全する取り組みが必要です。

生物多様性保全に関する動向

生物の多様性を保全する国際的な取り組みとしては、1992年（平成4年）にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）において採択された生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）が基本となっています。1993年（平成5年）には日本も条約を締結、同年12月に条約が発効されました。この条約では、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公平かつ衡平な配分が目的とされています。また、条約の締約国で開催される会議（COP）では、さまざまな課題について議論が行われています。2010年に愛知県で開催された第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性の損失を止めるための個別目標として「愛知目標」が採択され、生物多様性に関する国内外での各種取り組みに大きな影響を与えています。

条約においては、締約国がそれぞれ国家戦略を策定し実行することとされており、日本においても、1995年（平成7年）に生物多様性国家戦略が策定されました。その後、4度の見直しが行われ、最新の生物多様性国家戦略2012-2020においては、愛知目標達成にむけたロードマップの提示、5つ

の基本戦略の設定、約 700 の具体的施策の記載がポイントとなっています。また、国家戦略の長期目標である 2050 年を見据えた次の 10 年の戦略策定に向けた検討が進んでいます。

愛知県においても、COP10 での愛知目標の採択を受け、2013 年 3 月にあいち生物多様性戦略 2020 を策定、「人と自然が共生するあいち」を目指し、生物多様性保全に取り組んできました。そして、COP10 から 10 年を経た県下の状況を総括するとともに、2030 年に向け、持続可能な社会の発展に資するため、2021 年 3 月にあいち生物多様性戦略 2030 が策定されました。この戦略は SDGs に合致した生物多様性保全の行動計画という側面も有します。

春日井市生物多様性地域戦略の意義

本市は、東部丘陵をはじめとする豊かな自然が多く残されており、春日井市指定希少種をはじめとする多様な生態系が形成されています。しかしながら、都市開発や気候変動、外来種問題など、生物多様性に対する危機は日々増加しています。

生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を浸透させるとともに多様な主体による取り組みを進めるためには、生物多様性国家戦略だけではなく、各地域の特性に応じた独自の戦略が必要不可欠です。このため、生物多様性基本法においては、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）策定についての努力義務が規定されています。

こうした状況を踏まえ、「春日井市生物多様性地域戦略」を策定します。関連法令等との連携を図りつつ、春日井市環境基本計画と一体となり、各種施策を進めることとします。

これって何？

4つの危機

生物多様性をおびやかす要因は多岐にわたりますが、生物多様性国家戦略においては、種類や影響によって大きく4つに分類しています。



第1は、開発など人間活動による危機です。例えば、人間にとって必要な護岸工事であっても、もともとその川に住んでいた生き物のすみかを奪ってしまう場合があります。また、鑑賞・商業目的での捕獲により、直接的に減ってしまう場合もあります。

第2は、自然に対する働きかけの縮小による危機です。里地里山や水田など、人の手が継続して加えられバランスが保たれている地域は、利用する人が減ること等で長年保たれていたバランスが崩れてしまいます。すると、そこに生息していた生物が減少したり、イノシシによる農作物への被害等が顕著となったりする場合があります。



第3は、人間により持ち込まれたものによる危機です。他の地域の生き物が持ち込まれることで、もともとその地域にいた生き物が食べつくされてしまったり、生育環境を奪われたりする場合があります。また、殺虫剤や農薬などの化学物質は、生態系に対し様々な影響を及ぼす懸念があります。

第4は、地球環境の変化による危機です。温暖化の影響でゲリラ豪雨が頻発したりヒートアイランドが進行したりすると、住む場所が無くなってしまいう生き物もいます。温暖化が人間活動によるものであることは疑う余地がないとされていますが、その影響が間接的であるとともに影響範囲が地球規模で多岐にわたることが、第一の危機と大きく違います。



これら4つの危機は、それぞれが独立しているわけではありません。複数の危機が相互に影響しているため、生物多様性を保全するためには総合的な対策が必要です。

2 春日井市生物多様性地域戦略の基本的事項

めざすまちの姿

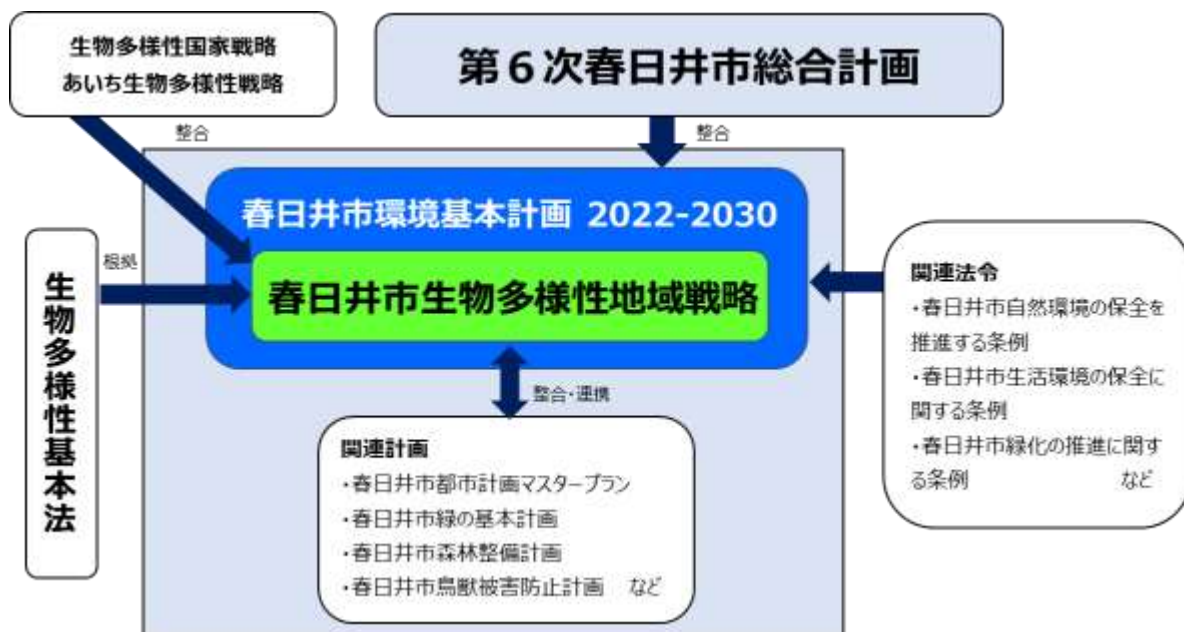
□東部の丘陵や河川沿いに広がる田園地帯などを中心とした豊かな生態系や良好な景観が、多様な主体の活動により保全され、その恩恵が享受できています。

□私たちの暮らしが生物多様性による恵みによって支えられていることを、一人ひとりが正しく理解し、次世代へ継承されています。

対象地域

春日井市全域とします。

計画の位置づけ



計画期間

環境基本計画と同様に、2022年度から2030年度までの計画期間とします。具体的な施策を推進するにあたり、環境基本計画と一体となって戦略を推進します。また、本市の環境や社会経済状況の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3 戦略における施策

基本方針 1 多様な生き物の生息・生育環境の保全

現状

□西部から中部にかけての平地は「濃尾平野」の一部、中部から東部にかけての丘陵地は「尾張丘陵」の一部、その東側には弥勒山や道樹山を中心とした 400m前後の山々が連なる丘陵地となっており、それぞれの環境特性に応じて多様な生態系が形成されています。

□丘陵地や庄内川へ流れ込む河川沿いには田園地帯が広がり、市内を流れる河川は、緑や水量も比較的多く、その上流部では、周辺の樹木や田園風景と相まって、良好な景観を形成しています。

課題

□環境の変化を把握・予測し、具体的な施策を実践するために必要な市内の自然環境や生きものの生息状況などの情報が不足していることから、市域全体での基礎的な調査を実施する必要があります。

□人の生活によって持ち込まれた外来種の増加は、農作物への被害をはじめとする生活環境への影響はもとより、在来種を中心として多様な生態系や良好な景観にとって大きな脅威となっています。

□市内における生物多様性に対する気候変動による影響はよくわかっていませんが、外来種を含む南方系の動植物の分布拡大などにより、在来種の生息・生育環境を圧迫することが懸念されます。

目標



基本方針 1 における具体的施策

施策	概要	関連する法令、計画等	実施主体
生息・生育環境の保全	市内に生息・生育する野生生物の分布・生態等について、多様な主体と連携して調査し、データベース化を図り、多様な生息・生育環境を保全するために必要な施策を推進します。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課

施策	概要	関連する法令、計画等	実施主体
生息・生育環境の保全	多くの希少な野生動植物種が生息・生育し、特に優れた自然環境を保護する必要がある地区については、自然環境保全地区などの指定を検討します。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課
関係部署との連携	野生鳥獣との適切な関係を築くために、適正な保護・管理を進めていきます。	・鳥獣保護管理法 ・春日井市鳥獣被害防止計画	環境保全課 農政課
	大規模な開発行為等の際には、事前に生物多様性の保全に必要な情報提供や助言などを行います。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例 ・春日井市生活環境の保全に関する条例	環境保全課
外来種対策	外来種に関する情報を収集し市民などへ提供するとともに、より理解を深めるための機会を提供し、外来種についての普及啓発を推進します。	・外来生物法 ・春日井市自然環境の保全を推進する条例	環境保全課
	地域の生態系や農作物などへ大きな影響を及ぼす外来種については、多様な機関と連携して生息・生育状況や被害状況などを調査し、防除を推進します。	・春日井市自然環境の保全を推進する条例 ・鳥獣保護管理法 ・春日井市鳥獣被害防止計画 ・外来生物法	環境保全課 農政課

これって何？

外来種問題

本来その場所いなかった生物が人為的に持ち込まれるなどにより、もともとあった生態系に大きな影響を与えてしまう場合があります。

例えば、春日井市内でみかけるザリガニは、その100%が外来種であるアメリカザリガニと考えられます。ウシガエル（こちらも外来種）の餌として日本に持ち込まれ



アメリカザリガニ

たものが全国に広がったといわれています。現在では田んぼや水路で当たり前のように見ることができ、外来種問題といわれてもあまりピンとこない感じもしますが、旺盛な食欲のせいでゲンゴロウをはじめとする水生生物が激減、水田の畔に穴をあけるなど農業への影響も甚大です。

意図的、非意図的を問わず、広がってしまった外来種は完全に駆除することが非常に困難です。まずは外来種について知ってもらうとともに、外来種対策の三本柱である、入れない、捨てない、広げない、を徹底する必要があります。

基本方針 2 持続可能な生物多様性の恩恵の享受

現状

□市の東部には、市の施設である「少年自然の家」と「都市緑化植物園」があり、幅広い年齢層の方が楽しめる自然体験活動の場を提供しています。

□玉野川溪谷にかかる城嶺橋に始まり、道樹山・弥勒山を経て、西尾峠に至る東海自然歩道の春日井コースは、四季を通じてハイキングで賑わっています。

課題

□水辺に生息・生育する生きものにとって重要な環境である水田が、開発等により減少しつつあります。

□里地里山に代表される地域においては、人の手が加えられなくなることにより、生物相の単純化やイノシシの食害などが進行し、かつてのような質の高い自然の豊かさを維持できなくなる懸念があります。

目標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
達成 基準	市内全体の緑被率	40.6% (2020年度)	維持								
	民有地緑化の個所数	-	あいち森とみどりづくり事業実施個所5個所								

基本方針 2 における具体的施策

施策	概要	関連する法令、計画等	実施主体
良好な自然環境の維持	東部の丘陵地は、災害の防止や緑の景観の保全のため、自然公園、地域森林計画対象民有林、保安林、天然記念物の指定を継続し、植樹や間伐などの森林の適正な整備・維持管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法 ・春日井市森林整備計画 ・文化財保護法 ・春日井市文化財保護条例 ・自然公園法 ・春日井市緑化の推進に関する条例 ・春日井市緑の基本計画 	農政課 公園緑地課 文化財課
良好な自然環境の維持	身近に自然とふれあえる貴重な場であるとともにヒートアイランド現象の緩和など、都市環境を改善する機能を有する市街地周辺に残る樹林地は、高蔵林特別緑地保	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法 ・春日井市緑化の推進に関する条例 ・春日井市緑の基本計画 	公園緑地課

施策	概要	関連する法令、計画等	実施主体
	全地区の指定を継続するとともに、里山保全事業などを推進します。		
恩恵の持続的な利用	食を支えることを始め、洪水防止や美しい景観の形成など様々な働きを持つ農地は、農業関係団体などとの連携により、有効利用を促進し、耕作放棄地の縮減に努め、優良な農地の保全に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法 ・農業振興地域の整備に関する法律 ・春日井市農業振興地域整備計画 	農政課
自然とのふれあいの場の提供	ふれあい農業公園「あい農パーク春日井」を活用し、農業の理解や知識、興味に応じた多様な「農」とのふれあいを提供し、農地の保全につなげていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法 ・春日井市ふれあい農業公園条例 	農政課
	河川などの水質調査を定期的に行い、水質保全に努めるとともに、治水・利水と環境が調和した河川などの適正な維持管理により、身近な生きものの生息・生育環境や、緑と一体となった水辺の景観を保全します。	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法 ・春日井市生活環境の保全に関する条例 ・河川法 	環境保全課 河川排水課

基本方針3 生物多様性を支える人材の育成

現状

□自然環境の保全を推進する市民のリーダーとして、自然環境の保全に関する知識の普及や、保全活動の推進を目的として活動している自然環境保全活動推進員は、東部の丘陵地での巡回活動や学習会の開催などを継続して実施しています。

□市の中部には知の拠点である中部大学があり、市と連携して大学の持つ人材や技術、知の資産を活用した地域再生・地域活性化に取り組んでいます。

課題

□自然環境の保全を支えている市民団体の活動が、多様な主体に展開され、市域全体で実践されていく必要があります。

□生物多様性による恩恵を将来にわたり享受していくため、実践されている保全活動を若い世代へ継承していく必要があります。

目標

指標		現状	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
達成 基準	「生物多様性」の 言葉の意味の認識率	51.2% (2020年度)	75%へ向上								
	☆自然環境保全活動推進員の委 嘱人数(任期2年) [延べ]	226人 (2021年度)	→	→	→	→	→	→	→	→	350人

基本方針3における具体的施策

施策	概要	関連する法令、計画等	実施主体
環境啓発の 拡充	生物多様性について市民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解し行動につなげるために、自然観察会や学習会など自然とのふれあいの機会や場を提供していきます。	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市自然環境の保全を推進する条例 春日井市環境基本条例 春日井市環境基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全課 環境政策課 学校教育課
保全活動の 推進	自然環境の保全を推進する市民のリーダーとしての役割を担う自然環境保全活動推進員を継続して養成していくとともに、更なる活躍の場を提供できる仕組み作りを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市自然環境の保全を推進する条例 	環境保全課

施策	概要	関連する法令、計画等	実施主体
生物多様性を支える仕組み作り	多様な主体へ情報提供や情報交流を推進し、情報の共有を図るとともに、自発的な市民活動ネットワークづくりを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・春日井市自然環境の保全を推進する条例 ・春日井市環境基本条例 ・春日井市環境基本計画 	環境保全課 環境政策課
	公園・緑地の計画や管理運営まで、緑のまちづくりに関心のある市民が参画できるような手法を検討・実施し、緑のまちづくりの担い手の確保・育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・春日井市緑化の推進に関する条例 ・春日井市緑の基本計画 	公園緑地課

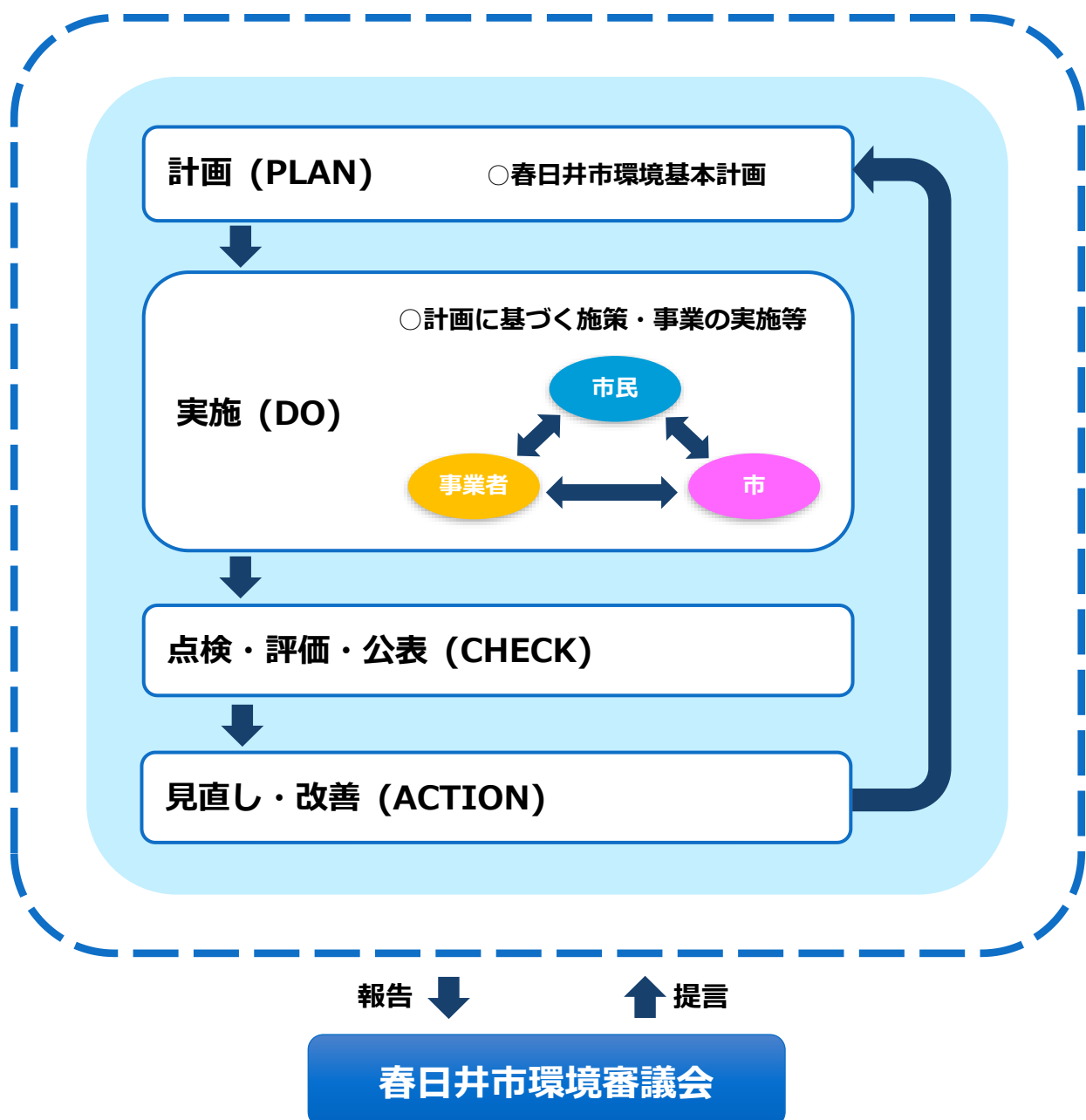
第5章 計画の推進

1 推進の仕組み

本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、市民・市民団体・事業者・市が一体となって取組みを進めます。

また、本計画の効果的な進行管理を行い、計画を推進していくためには、P（計画）、D（実施）、C（点検・評価・公表）、A（見直し・改善）を基本とするマネジメントシステムにより進行管理を行い、本計画の実施状況を環境審議会へ報告するとともに、市民に公表していきます。

推進の仕組み



2 進行管理項目

計画の進行管理を適切に行うため、環境報告書を毎年度作成します。

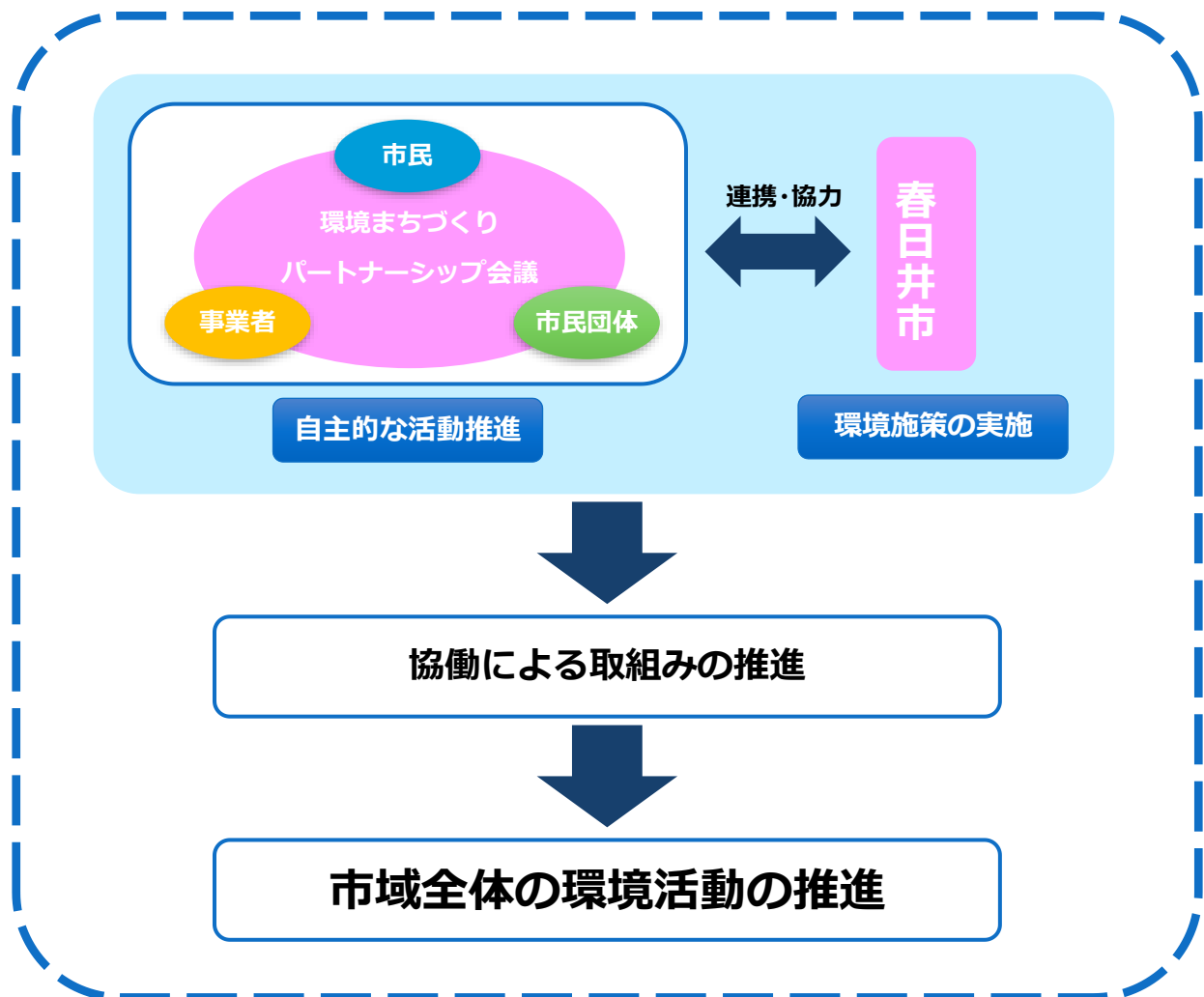
- (1) 関連計画の改定等に伴う指標の見直し
- (2) 環境目標の進捗度を客観的に点検・評価するための指標の達成状況
- (3) 市民・事業者・市の取組みの実施状況

3 連携による推進

本計画の環境目標を実現していくためには、取組みの主体となる市民、事業者、市のそれぞれが積極的に環境活動を行っていくことが重要です。

「環境まちづくりパートナーシップ会議」を中心に、市民、市民団体、事業者、市などが、幅広く参加、連携して、本計画を推進していきます。

市民、事業者、市との連携による推進体制



参考資料

1 指標一覧

	指標	現状	2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030										関連計画	市民	事業者	市	指標のねらい	値の把握頻度	指標設定の考え方
			2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030								
1 環境学習・ パートナーシップ	達成 指標	☆環境まちづくり参加人数 16.9% (2019年度)	維持										-	○	-	○	魅力ある環境イベント等の実施により、市民の環境まちづくりへの積極的な参加を目指す。	毎年	①③⑤
	個別 指標	☆青空教室、出前講座の参加人数〔延べ〕 74,955人 (2019年度)	120,000人										-	○ 幼児・ 児童	-	○	出前講座の参加人数を表し、子どもたちが循環型社会や地球温暖化対策など環境に関心を持つきっかけづくりとし、次世代の環境市民の育成を目指す。	毎年	②③⑤
		☆自然環境の保全を行う市民団体などの会員数〔延べ 半年度〕 311人 (2016年度)	350人										春日井市第6次総合計画	○	-	○	市民や市民団体、市が連携し、誰もが参加できる環境保全活動の充実により、環境保全活動に取り組む人の増加を目指す。	毎年	②③⑤
		環境に配慮した事業所数〔延べ 半年度〕 145事業所 (2020年度)	増加										-	-	○	○	環境に関心を持つ事業所の増加と、それらの事業所と市の環境活動における連携を目指す。	毎年	②③
2 低炭素社会	達成 指標	温室効果ガス総排出量（削減率） 2013年度比9.6% 減（2018年度）	2013年度比26%減（⇒46%減※1,※2）										春日井市地球温暖化対策実行計画	○	○	○	市民、事業者、市が連携・協働し、温室効果ガス総排出量の削減を目指す。	毎年	①③⑤
	個別 指標	☆民生家庭部門 温室効果ガス排出量（削減率） 2013年度比20% 減（2018年度）	2013年度比40%減（⇒66%減※1,※2）										春日井市地球温暖化対策実行計画	○	○	○	省エネルギー対策など家庭での取組み意識を高めることにより、家庭生活から排出される温室効果ガスの削減を目指す。	毎年	①③⑤
		☆各世帯の1か月あたりの平均の電気使用量 2013年度比7.3% 減（2020年度）	2013年度比14%減（⇒さらなる削減※2）										春日井市地球温暖化対策実行計画	○	-	○	温室効果ガス排出量の削減に向けて、省エネルギー対策による家庭生活における電気使用量の削減を目指す。	毎年	②③⑤
	個別 指標	市役所エネルギー起源CO ₂ 排出量（公用車除く）（削減率） 2013年度比13.5% 減（2019年度）	2013年度比49%減										春日井市地球温暖化対策行動指針	-	-	○	市が率先して省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入などを行い、二酸化炭素排出量の削減を目指す。	毎年	②③
		☆災害への備えをしている家庭の割合 50.5% (2016年度)	60.0%										春日井市第6次総合計画	○	-	○	家庭でできる災害への備え等の啓発により、災害に備える家庭の増加を目指す。	10年毎（改訂時）	②③⑤
		☆熱中症の搬送人数 110人 (2020年度)	減少										-	○	-	○	暑さを避け、水分を取るなどの熱中症予防の推進により、熱中症の搬送数の減少を目指す。	毎年	②③⑤
	個別 指標	雨水流出抑制施設【累計】 52施設 (2019年度)	59施設										-	-	-	○	計画的に雨水流出抑制施設の設置を行い、大雨による浸水被害の軽減を目指す。	毎年	②③
3 自然環境	達成 指標	自然環境への満足度 36.1% (2016年度)	増加										春日井市第6次総合計画	○	○	○	自然環境保全活動の推進により、満足度の向上を目指す。	10年毎（改訂時）	①③
	個別 指標	市全域の緑被率 40.6% (2020年度)	維持										春日井市緑の基本計画	○	○	○	森林、農地の保全や市街地における緑化の推進により、緑被率の維持を目指す。	6年毎（都市計画基本 回修正等業務委託時）	①③
		☆自然環境保全活動推進員の委嘱人数（任期2年）〔延べ〕 226人 (2021年度)	350人										春日井市生物多様性地域戦略	○	-	○	自然環境保全活動推進員を養成し、活躍の場を提供することにより、自然環境の保全を推進するリーダーの増加を目指す。	毎年	②③⑤
		民有地緑化の箇所数を増やす（あいち森と緑づくり事業） -	5箇所										春日井市緑の基本計画	○	○	○	あいち森と緑づくり事業（緑の街並み推進事業）を活用し、まちなかの緑の創出を目指す。	毎年	②③
		☆アダプト・プログラム参加団体数 12団体 (2019年度)	15団体										春日井市緑の基本計画	○	○	○	公園の清掃や環境美化活動への市民や市民団体、事業者の参加を推進し、緑のまちづくりの担い手の確保・育成を目指す。	毎年	②③⑤
個別 指標	☆公園・緑地づくりのワークショップの実施数【累計】 -	10公園										春日井市緑の基本計画	○	-	○	公園や緑地の計画策定段階から市民が関わることにより、身近な公園・緑地の活用を目指す。	毎年	②③⑤	

※1 2021年に国が示した温室効果ガスの削減目標（案）。

※2 2022年度に改訂予定の春日井市地球温暖化対策実行計画における削減目標の方向性。

	指標	現状	2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030										関連計画	市民	事業者	市	指標のねらい	値の把握頻度	指標設定の考え方	
			2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030									
4 循環型社会	達成指標	1人1日当たりごみ排出量 714g (2019年度)	660g										春日井市ごみ処理基本計画	○	○	○	市民、事業者、市が連携・協働し、ごみの減量や資源化に取り組み、ごみ排出量の削減を目指す。	毎年	①③	
	個別指標	☆1人1日当たり家庭系ごみ排出量 525g (2019年度)	487g										春日井市ごみ処理基本計画	○	-	○	ごみの分別や資源化の徹底により、家庭系ごみ排出量の削減を目指す。	毎年	②③⑤	
		事業系ごみ排出量 21,503t (2019年度)	19,557t										春日井市ごみ処理基本計画	-	○	○	事業者や市が紙ごみの削減や食品ロスを減らす「食べきりキャンペーン」などの取組みにより、事業系ごみ排出量の削減を目指す。	毎年	②③	
		☆ごみ出しルールやマナーが守られているごみステーションの割合 79.6% (2014年度)	90.0%										春日井市第6次総合計画	○	-	○	ごみ出しルールやマナーを遵守することにより、衛生的で快適な生活環境の確保を目指す。	毎年	②③⑤	
		1人当たりごみ処理費用 12,068円 (2018年度)	11,131円										春日井市ごみ処理基本計画	-	○	○	収集区分の見直しや事業系一般廃棄物の資源化の促進などにより、ごみ処理費用の削減を目指す。	毎年(県)	②③	
5 都市環境・生活環境	達成指標	交通の利便に対する満足度 2.53 (2016年度)	2.80										春日井市地域公共交通計画	○	○	○	人と環境にやさしい都市環境(都市基盤)の整備により、満足度の向上を目指す。	4、5年毎 (市民意識調査)	①③④⑦	
	個別指標	環境基準達成率(大気・水質・騒音) 12項目中11項目達成(2020年度)	項目ごとに100%達成										-	○	○	○	大気・水質・騒音を監視し、良好な生活環境の維持を目指す。市内の中小河川については、独自の基準として「生物化学的酸素要求量(BOD) ^{*11} の75%値 5mg/L以下」を設定する。	毎年	①③⑥	
		☆市内バスの年間利用者数 5,403千人 (2019年度)	5,415千人										春日井市地域公共交通計画	○	○	○	公共交通の利便性を確保することにより、公共交通の利用者数の増加を目指す。	5年毎(改訂時)	②③④⑤⑦	
		基幹的公共交通の人口カバー率(居住誘導区域) 65.7% (2010年度)	65.5%以上										春日井市立地適正化計画	○	居住誘導区域内	○	○	居住誘導区域内の人口密度を維持することにより、多様な交通手段が選択できるまちづくりを目指す。※区域外では地域に即した新たな移動手段を導入するなど持続可能な公共交通サービスを提供する。	10年毎(改訂時)	②③⑦
		自転車通行空間の整備延長[累計] 32.1km (2020年度)	53.9km										春日井市自転車活用推進計画	-	-	○	安全で快適な自転車利用環境の整備を目指す。	毎年	②③④⑦	
污水处理人口普及率 88.1% (2016年度)	96.1%										春日井市第6次総合計画	○	-	○	計画的な下水道の整備快適で衛生的な生活環境の確保を目指す。	10年毎(改訂時)	②③④⑥⑦			

指標設定の考え方

- ① 環境目標の達成状況を示す指標(達成指標)
- ② 達成指標の実現に向けた具体的な行動や数値の指標(個別指標)
- ③ 課題に対し、進捗管理できる指標(達成・個別指標)
- ④ 市民にとってわかりやすい指標(達成・個別指標)
- ⑤ 市民の努力が反映される指標(達成・個別指標)
- ⑥ 環境負荷低減を確認できる指標(達成・個別指標)
- ⑦ 行政の施策が反映・影響される指標(達成・個別指標)

*11 生物化学的酸素要求量(BOD)：河川や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量のこと。(単位は一般的に mg/L で表し、この数値が大きいほど、水が汚れていることを意味する。)

2 春日井市環境基本条例

平成 13 年 9 月 28 日

条例第 33 号

私たちのまち春日井は、快適で文化的な質の高い生活を営むことができるようまちづくりを進め、名古屋圏を代表する生活都市として着実な歩みを重ねてきた。今日までこのまちを育んできた先人たちの歩みは、私たちにとってかけがえのない資産であり、誇りである。

しかしながら、都市化の進展は、農地や森林などの自然を減少させ、今日的大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、今日の環境問題の多くが日常生活や事業活動に起因し、環境に与える影響が重大であることを認識した上で、環境への負荷を低減し、持続可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識のもと、私たちは、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を果たし協働することにより、恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造する環境都市春日井を実現するため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざして、市民、事業者及び市の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域における日常生活及び事業活動が地球環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び発生する廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、自ら行う事業の実施に当たっては、積極的に環境への負荷の低減に努めなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第6条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、身近な緑、優れた景観等の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、地域の個性を生かした快適な環境を創造すること。

(4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球温暖化の防止等地球環境保全に貢献すること。

(5) 人と環境との関わりについて理解と認識を深め、自覚を持って責任ある行動をとることができるよう、環境教育、学習等を推進すること。

(6) 市民、事業者及び市の協働によるまちづくりを推進すること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成及び公表)

第8条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第9条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の参加及び自発的活動の促進)

第10条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するに当たっては、市民等の参加が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第11条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めるものとする。

(環境審議会)

第12条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、春日井市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要な事項

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 優れた識見を有する者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成14年4月1日から施行する

(平14条例10・一部改正)

(春日井市生活環境の保全、確保に関する基本条例の廃止)

2 春日井市生活環境の保全、確保に関する基本条例(昭和48年春日井市条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成14年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

3 環境都市宣言

平成 13 年 9 月 28 日

告示第 105 号

私たちのまち春日井は、緑豊かな東部丘陵やさわやかな風を運ぶ庄内川に抱かれて、良好な住環境を整備するなど、自然とまちが調和したまちづくりを進めてきました。

しかしながら、都市化の進展は、農地や森林などの自然を減少させ、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で、環境への負荷を増大させ、生物の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしています。

21 世紀を迎えた今、私たちは、誰もが愛すべきふるさととして誇れるようなまちづくりを進めていかなければなりません。

都市に豊かな自然が感じられ、人と人との新たな交流が生まれ、安心して暮らせるまちを意味する「みろくの森から道風の里まで 蛙の合唱消えぬ道 暮らしと出合いを大切にすまち」を共通の想いとし、市民、事業者及び市が一体となって、環境都市春日井の実現をめざすことを、ここに宣言します。

- 1 私たちは、地球市民としての自覚を持ちまちづくりに参加します
- 1 私たちは、身近な自然環境を守り郷土の歴史と文化を大切にします
- 1 私たちは、持続可能な社会をめざすまち春日井を次の世代に引き継ぎます

4 計画策定経過

(1) 春日井市環境審議会

春日井市環境審議会の開催経過

年度	回	開催日	主な議題
2020	1	7月16日	・環境基本計画の策定について
	2	12月21日	・環境基本計画策定に向けた整理 ・生物多様性地域戦略について
	3	2月16日	・環境基本計画骨子案について
2021	1	7月28日	・環境基本計画全体構成案について
	2	10月11日	・環境基本計画中間案について
	3	1月	・市民意見公募結果について ・環境基本計画最終案について

市民意見公募（パブリックコメント）

募集期間：2021年11月5日から12月6日まで

募集結果： 名 件

春日井市環境審議会委員

役職名	氏名	所属
会長	二宮 善彦	中部大学 教授
副会長	山羽 基	中部大学 教授
委員	趙 偉	中部大学 教授
	橋本 啓史	名城大学 准教授
	内藤 修久	中部電力パワーグリッド株式会社 春日井営業所所長（～2021年6月）
	菱川 一馬	中部電力パワーグリッド株式会社 春日井営業所所長（2021年7月～）
	湯浅 正信	王子製紙株式会社 春日井工場 環境管理室室長
	小笠原 京子	春日井商工会議所 女性会副会長
	二宮 久夫	かすがい環境まちづくり パートナーシップ会議会長
	榊原 仁	公募
	加藤 美奈子	公募

(2) 春日井市自然環境保全専門委員会

春日井市自然環境保全専門委員会の開催経過

年度	回	開催日	主な議題
2020	1	11月30日	・生物多様性地域戦略の策定について
	2	1月27日	・春日井市の自然環境における地域特性について ・生物多様性地域戦略骨子案について
2021	1	7月5日	・生物多様性地域戦略の構成について
	2	9月14日 (書面開催)	・生物多様性地域戦略（環境基本計画中間案第4章）について
	3	12月	・市民意見公募結果について ・生物多様性地域戦略最終案について

春日井市自然環境保全専門委員会委員

役職名	氏名	所属
会長	矢部 隆	愛知学泉大学 教授
委員	橋本 啓史	名城大学 准教授
	上野 薫	中部大学 准教授
	篠田 陽作	名古屋経営短期大学 講師
	二宮 久夫	かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議 会長
	弘中 常夫	春日井市自然環境保全活動推進員運営会議 会長
	高橋 匡司	かすがい東部丘陵自然観察会 会長

春日井市環境基本計画 2022-2030

2022年（令和4年）3月

発行 春日井市

編集 環境部環境政策課

〒486-8686 春日井市烏居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6216

E-mail kansei@city.kasugai.lg.jp